

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	町 田 正 博 君
会計管理者兼 会 計 課 長	中 村 桂 君	消 防 主 任	中 山 雅 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	木 村 貴 江		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を開始いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、4月14日に熊本地震が発生しました。この地震では、4月14日と16日の2度にわたり震度7の地震が発生し、余震の回数は4月末の時点で1,093回と非常に多く発生しました。この一連の地震による推定被害額は4.6兆円にも上ります。この震災の犠牲となった49名の方々には、衷心より哀悼の意を表するとともに、1,684名の負傷された方々や最大で18万3,882名の方々が避難生活を余儀なくされ、震災から約2カ月が経過した今もなお避難所での生活を強いられている方々、生活の再建途中の方々に対しても、心からお見舞いの意を表します。

これまで九州地方は地震が少ない地域だと言われていました。しかし地震はいつどこで起こるかわかりません。まして当町においては近隣に養老桑名四日市断層があり、東南海トラフ地震が発生する可能性があります。日ごろから災害に対する意識を持ち、非常時のための準備を怠らないように周知や啓発を進めていきたいと思ひます。

さて、今回の質問は2点です。1点目は投票率を上げるための取り組みについて、2点目はA I時代の教育のあり方についてお伺ひいたします。

まず、1点目の投票率を上げるための取り組みについてをお伺ひいたします。

この中で2点お伺ひしたいと思ひます。

まず、1点目の投票率を上げるための取り組みについてお伺ひいたします。公職選挙法の改正についてまずお伺ひいたします。

今年度に入り、公職選挙法第39条の改正が可決されました。この改正では、公職選挙法第39条の次に1条が追加され、共通投票所の開設が選挙日でも可能となりました。これまで共通投

票所は期日前投票の際にしか利用できず、投票日にはそれぞれ最寄りの投票所で投票を行っていましたが、今回の改正で、駅や商業施設など任意の会場で投票所を設置することが可能となりました。また、投票の際の同伴者も幼児から18歳未満に拡大され、投票所の開設時間も最大2時間の前倒し、もしくは延長が可能となり、投票の利便性を大幅に高めることが可能となりました。共通投票所を設置することで、有権者の投票に関する利便性が向上し、投票率の向上に寄与することが期待されますが、共通投票所の設置は各自治体の任意とされています。

1点目の質問としては、近日中に実施が予想される参議院議員選挙において、垂井町でも共通投票所を設置する予定があるのか否か。また、共通投票所の設置に対する町の考え方をお伺いしたいと思います。

2点目は、主権者教育についてです。

昨年の12月議会の一般質問において、私が質問した選挙年齢の引き下げに伴う教育のその後の経過についてお伺いしたいと思います。

このときに私が行った選挙年齢が引き下げられるに当たり、どのような教育を行うのかという質問に対しての回答として、主権者教育として不破高等学校で模擬選挙を行う計画をしているという回答をいただきましたが、実施した結果と成果、課題について、どのようなものであったかお伺いいたします。

また、若年層の政治参画には早期からの主権者教育の実施が求められますが、垂井町では中学3年生の公民の授業で議会制民主主義や選挙の意義について教育していると、前回の一般質問で御回答いただきました。

もちろんこれらの教育は重要ですので、ぜひとも推進していただきたいと思いますが、さらに踏み込んで、初等教育においても主権者教育を推進すべきだと考えます。

例えば小学校の代表委員、学級委員や生徒会などと呼ばれる組織は、児童が自分たちで学校行事などを取り仕切るための組織であり、議論や企画の進行の形式は議会と同様です。身近な題材を使うことで、小学生でも高学年になれば議会の仕組みを理解させることは十分に可能だと思っています。早いうちから身近な事例を使って教育を行うことで主権者としての意識を涵養する。初等教育における主権者教育の是非に関してどのようにお考えか、こちらをあわせてお伺いしたいと思います。

2点目の質問は、AI時代の教育のあり方についてお伺いいたします。

近年ICTと呼ばれる情報通信技術の発達により、スマートフォンに代表される電子端末やロボット、ドローンなど、さまざまな技術革新が進んでいます。これまでの技術革新の中で人々の生活が大きく変化したことは周知のとおりですが、その中で人間の生活を最も大きく変えると注目されているのが人工知能の発達です。

通称AIと呼ばれる人工知能は、自律思考が可能な点がこれまでのプログラムと大きく異なります。これまでのプログラムは人間が設計した範囲内ではしか思考や計算ができませんでした。しかし、人工知能は自律的な思考が可能となり、人間の設計に頼らずとも人工知能自身が考え

実行して、知識や経験を増殖させるということが可能となりました。

ことしに入ると、ボードゲームの中で最も思考パターンが多く複雑で人工知能が人間に勝利するにはあと10年はかかると言われていた囲碁の対局において、人工知能は人間の世界王者に勝利し、将棋でも人工知能が一流棋士に勝利する結果となりました。

また、創作の分野でも小説の星新一賞に人工知能が創作した小説が応募され、一次審査を通過しています。

このように、これまで人間だけが可能であった自分で考えて物事を創造するということが人工知能が行う時代が到来しました。これにより人と人工知能の間に新たな関係性ができ、人間に求められる役割が大きく変化することが予想されます。

このように、人と人がつくり出したものの関係性が変化するということが100年ほど前にも起こっていました。

1914年にアメリカのヘンリー・フォード氏によって確立されたベルトコンベヤーの使用による大量生産が可能となり、全て手作業であった工場での生産活動は人の作業を機械が支えるというそれまでの歴史にない働き方にかわり、この中で世の中にライン工という新たな仕事が生まれました。これを皮切りに人間が行っていた作業を機械へ置きかえることがふえ、その過程で消えていった仕事は非常に多くあります。例えば電話交換手や駅の改札員、交差点の警察官やちんどん屋、タイピストなど、消えていった仕事は数知れません。

100年前の当時、この技術の進歩に対して人間は何をすべきかが問われました。このときの議論では、機械には決まった動きしかできない、自分で物事を考えて改善することは人間にしかできない、だからこれからの教育では思考力を高めるべきだという結論に至り、単純労働は機械が、複雑な思考が必要な労働は人間が行うというすみ分けが発生しました。

ロボットの発達により、製造現場では徐々に機械化が進んでいますが、基本的に労働に対する人と機械の役割は、このすみ分けのまま現在を迎えています。

しかし、今の子供たちが大人となる2045年には、人工知能の知力が平均的な人間の知力を超えるシンギュラリティという時代を迎えます。日本語に訳すと技術的特異点と言われています。このシンギュラリティの問題点は、現在人間だけがなし得ている複雑な思考が必要な労働を人工知能が代替することが確実視されていることです。このことにより、人々の労働環境は大きく変化することが予想されています。

例えば、現在工場で行われている検品の作業は機械に置きかえられつつあります。溶接や研磨など高度な職人の技術を必要とする仕事もロボットに代替されつつあり、物流の業界でも広大な倉庫に収納された品物をロボットが自動的に取ってくるFA（ファクトリーオートメーション）が進んでいます。

またビジネスの分野では、イギリス、オックスフォード大学のマイケル・オズボーン氏の発表した論文「雇用の未来、コンピューター化によって仕事は失われるのか」が世界中に衝撃を与え、この中で記載されている「20年後になくなる職業」というテーマが話題になっています。

この論文では、2045年を待たずとも、人工知能の発達により20年後には現在の職業の47%が機械に置きかえられると指摘されており、どの職業がなくなってしまうのか大変な話題となりました。この中にある職業の詳細を申し上げることは差し控えますが、身近な仕事がとても多くあります。だからこそ世界中で衝撃を巻き起こしたと言えるでしょう。このような論文が日本でも注目されるのは、定年までに自分の仕事がなくなるかもしれないという危機感のあらわれではないでしょうか。

現在、町内で教育を受けている子供たちが社会に出るのは10年から20年後であり、まさに人工知能の知力が人間を超えるシンギュラリティのただ中に社会に出ることになります。彼らが社会に出るころの工場では、現在は人間が行っている製造用ロボットのメンテナンスをロボットが行います。ロボットのふぐあいを人工知能が発見し自動的修理する。ロボットがロボットを修理して、半永久的に工場を稼働させることが可能となります。人間は納期と製造数をコンピューターで入力するだけで何もせずとも製品が完成します。いえ、それすらもコンピューター同士が通信して必要数を算出し、自動で製造します。部品が足らなくなれば、人工知能が自動で部品の供給工場に連絡をして、自動で品物を取り寄せます。ねじやボルト程度の小さな部品を運ぶのは、自動制御のドローンです。人が働く必要はありません。このような工場では、残業も人身事故も起こりません。重いものを持ち運ぶような作業や轟音や騒音、強い振動の伴う作業をする必要はなく、有害物や危険物質に触れながら働く必要もありません。このような業務に人間がかかわらないことは歓迎すべきだと言えますが、果たして人々はどのようにして仕事をして賃金を得ていくのでしょうか。

それを考えるのはこのような機械化を進める企業ではありません。企業は時代の流れに即した能力や知識のある人材を採用するだけです。翻って自治体では、町内全ての人が将来にわたって幸福に生活できるよう教育を行う義務があります。教育は人が生きるためのすべを教えるためのものです。教育機関はどのような時代になろうとも、子供たちが将来的に自立して、豊かな人生を歩めるように教育しなければなりません。

こういった時代を生き抜いていかなければならない子供たちに対して、垂井町としてはどのように教育をしていく必要があると考えているのか、以下の2点についてお伺いしたいと思います。

1点目は、シンギュラリティ（技術的特異点）によって日本社会や垂井町はどのような変化に見舞われると予想しているか、また垂井町内の産業や町民の働き方はどのように変化すると予想しているか、お伺いしたいと思います。

2点目は、人工知能の発達する社会の中で、将来を担う子供たちにどのように教育を推進すべきかです。

先ほど申し上げたとおり、今の子供たちが社会に出るころにはさらなる情報化と人工知能の発達により、社会で求められる能力が変化することが予想されます。2030年の社会人にはどのような資質や能力が求められると考えているか。また、上記の資質や能力を現在の子供たちに

どのように教育するつもりか、その方向性をお伺いしたいと思います。

これまで、さまざまな社会問題、将来的に予想されている問題というものは数々指摘されてきました。

例えば少子高齢化というのも1970年代から指摘され、その対策がなされないまま現在を迎えています。同じように、この高度な情報化社会を迎えることが今の時点で予想されていますが、このまま手を打たないわけにはいきません。せめて垂井町だけは新たな時代の流れの中でもしっかりと対応できる人材を育成すべきだということを申し添えて、私からの一般質問とさせていただきます。

以上、ありがとうございました。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 太田議員の1点目の投票率を上げるための取り組みについて、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

まず、1点目の共通投票所開設によります投票率向上についての御提言でございますが、御案内のとおり平成28年4月に共通投票所の設置を可能といたします公職選挙法の改正が行われまして、今夏の参議院議員通常選挙から、選挙当日既存の投票区ごとの投票所とは別に、いずれの投票区の選挙人も投票できる共通投票所を設置することが可能となったところでございます。

共通投票所の設置につきましては、選挙人の投票環境の向上にもつながるものであることから、選挙の公正性を確保した上で、積極的な設置検討について国より要請がなされているところでもございます。

御指摘のとおり、投票率の向上につきましては、選挙していく上で常に研究していくべき課題でございまして、共通投票所の設置につきましてもその一つの大きな方策として大変重要な手法であると認識いたしております。

一方、選挙には御案内のとおり高度な公正性、あるいは的確性、中立性が求められておりまして、しかも限られた時間内に大量かつ正確な事務執行をも求められておるところでもございます。

御提言の共通投票所の設置につきましては、投票可能な投票所が複数存在することになるわけでありましてけれども、選挙人がどこで投票を済ませたか否かの情報を瞬時に、あるいはタイムリーに共有することが必要でございます。いわゆる二重投票を防止する上におきましても大変重要な案件でございまして、投票所間でのオンラインシステムの構築、あるいはセキュリティーの確保は欠くべからざるものとなりまして、費用の面、あるいは運用面での課題も実に多いところでございます。そうした観点からも来る参議院議員の通常選挙においては、多くの自治体で設置が見送られている状況下でございます。

このように投票率の向上に向けた手法としてどのような取り組みが効果的であるのか、これ

までの投票の実態も踏まえながら十分研究、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、2点目の今後の主権者教育についてでございますが、後ほど学校教育課所管のほうからも答弁があるかと思いますが、本年1月に不破高等学校で模擬選挙を行いました。

岐阜県選挙管理委員会西濃地方事務局、そしてまた関ヶ原町の選挙管理委員会、不破高等学校との協働により実施をさせていただいたものでございます。実際の投票箱や記載台を使用いたしまして、投票所を模した環境で全校生徒を対象に251名の生徒に投票を行っていただきました。

選挙制度を理解いたし、そしてまた積極的に投票行動を起こす契機となりますよう、実際の選挙に近い投票を体験していただきまして、開票作業まで見学することで、みずから投票することの意義をも理解していただいたものと考えております。

また、模擬投票の際の写真を御案内のとおり「広報たるい」の表紙に使用するなど、啓発的な紙面構成によりまして、若年層に向けた選挙啓発の一環としても活用させていただきました。

しかしながら、近年の投票率の低下、とりわけ若い有権者の投票率が低いことにつきましては、他の世代に比べまして政治的な関心が低いから投票率が低いという調査結果も出ております。主権者教育といたしましては、単に政治の仕組みを習得させるにとどまらず、主権者として社会を生き抜く力や、そしてまた地域の問題解決を社会構成員の一員として主体的に担うことができる力をも身につけてもらうことも大切でございます。

選挙年齢の引き下げに伴いまして、高等学校現場におきましては高校生向けの副教材、あるいは教師用の指導用テキストを活用されるなど、政治や選挙に関する学習内容を充実させるなど、主権者教育が推進されておるところでもございます。

したがいまして、町選挙管理委員会といたしましても、今後とも選挙資材の貸し出しや、あるいは出前講座、模擬投票などを活用いたしまして、高等学校、あるいは教育委員会と連携いたし、より一層の普及啓発事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 太田議員の第1点目の投票率を上げるための取り組みについてのうち、2つ目の主権者教育についてと、第2点目のAI時代の教育のあり方についてお答えをさせていただきます。

児童・生徒が18歳になり、主権者として国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、みずから判断し、みずから行動して、その発展に貢献できるようにするためには、学校段階に応じた意図的、計画的な指導が必要であると考えております。

教育委員会としましては、児童・生徒自身が学校や地域での生活をよりよくするために教科

等の学習をもとに、生活上の諸問題を発見し解決したり、諸活動を計画・運営したりするなど、主体的に社会参加することの意義や価値を感じ取る学習を積み上げることが大切だと考えております。

具体的には、社会科で生活と政治のつながりや国民の政治参加の重要性を学んだり、学級活動や児童会、生徒会活動で一人一人の意見により学級や学校の生活をよりよくしていくことを体験したりしているところがございます。よろしく御理解賜りたいと存じます。

次に、第2点目のA I時代の教育のあり方についてお答えをさせていただきます。

アメリカニューヨーク市立大学のキャシー・デビットソン教授が2011年度に小学校に入学した子供たちの65%は大学卒業時には今は存在していない職業につくと予測し、世界で大きな反響がありました。

シンギュラリティ以降の一層急激な社会の変化のもとでの町内の産業や町民の働き方は、現在はまだ予測不可能であると考えております。

国では、現在2030年の社会を予測した上で、新しい学習指導要領を策定しようとしております。中央教育審議会の教育課程企画特別部会が取りまとめた論点整理には、グローバル化による社会の多様性、急速な情報化やA Iを含む技術革新など、予測できない未来に対応できるようにするためのこれからの人間のあり方を描いております。社会的、職業的に自立した人間として、郷土や我が国が育ててきた伝統や文化に立脚した広い視野と深い知識を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、個性や能力を生かしながら社会の激しい変化の中でも何が重要かを主体的に判断できる人間、他者に対し自分の考え等を根拠とともに明確に説明しながら、対話や討論を通じて多様な相手の考えを理解したり、自分の考え方を広げたりして、多様な人々と協働していくことができる人間、社会の中でみずから問いを立て、解決方法を探索して計画を実行し問題を解決に導き、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見、解決につなげていくことのできる人間でございます。

こうした人間像から、何を知っているか、何ができるか（個別の知識、技能）、知っていること、できることをどう使うか（思考力、判断力、表現力等）、どのように社会、世界とかわり、よりよい人生を送るか（学びに向かう人、人間性）という3つの柱を求められる資質・能力としております。

この資質・能力は、まさに現在の学習指導要領のもとでも大切にされているものであり、延長線上に次期学習指導要領がございます。特にそうした資質・能力を身につけさせていくためのアクティブ・ラーニング、主体的、協働的な学びが求められてきております。

教育委員会としましては、そうした2030年を見通した次期学習指導要領について情報を集め、子供たちの主体的、協働的な学びを進めるような教育についてを研究してまいりたいと考えております。

なお、A I時代により科学技術がいかに進展しようとも、人は社会的な存在であります。一人で生きていくことは不可能でございます。人と人がつながって生きていく上では、倫理観や

豊かな人間性など、人間らしいよさは不易なものとして求められていくものと考えておりますし、便利で豊かな社会では一層人間らしさが求められるものと考えております。

こうしたことから、現在行っております心の教育も引き続き大切にしていまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） おはようございます。

ただいまから一般質問をさせていただきますが、今回の質問は不破高等学校に関する1点のみでございますが、内容的に2項目、1点は協定書に関する件、それで4点質問します。それから県への働きかけについて3点質問します。

それでは議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問を行います。

ことしの4月に発生した熊本地震が今も微震が続き、日本全体がどこに発生してもおかしくないほど異常な状況になっていると感じられます。現地の方にはまだまだ復旧が進まず、不安な毎日が続いていること、大変だと思いますが、心から応援申し上げます。この災害において、大学生の方が亡くなられたり、また今になって精神的にストレスを感じている若者がいると聞いています。政府の支援を強く望むものであります。

そこで、今回の質問は、垂井町にとって将来を担う不破高校生と垂井町行政のあり方についてであります。

本来、高校の管理は岐阜県にあります。唯一垂井町にある不破高校が少子高齢化に伴って高校の統廃合の対象校となり、消えようとしているということをお聞きしたとき、垂井町行政として捨ててはおけないと思いました。

垂井町にはたくさんの不破高校卒業生が生まれており、もしそのようなことになれば心を痛まれるのではないのでしょうか。何とか垂井町行政として、また教育委員会として存続の手段はないのかといった内容で、町長と教育長に考え方を中心としてお聞きしたいと思っております。

認識を同じくするために、私の調査した資料の内容について述べておきます。

ホームページ等の資料によりますと、この高校統廃合は15年前の平成13年に岐阜県教育委員会が岐阜県高等学校活力向上検討委員会の報告の中で、活力と魅力あふれる高等学校の整備充実について、「いきいきプラン」を発表されたことに始まっています。その時点で統廃合の対象とされた恵那北高校や白川高校の地元議会、すなわち付知町議会、福岡町議会、それから加子母村議会、白川町議会など、存続を求める意見書を議決されています。

そうした背景のもと、ことしの3月には、岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会が再編統合検討対象校と位置づけし、高校の特性に応じた活性化策の検討や実施を提言しています。そして19高校がその対象となり、不破高校は3年後の平成31年度までに3学級以下になる見込みの10高校のうちの1つとして分類されていました。すなわち3年後には不破高校の統廃合が決

まるということですが、この理解でよろしいでしょうか。

それでは、質問いたします。

第1点目の質問は、平成26年度に不破高校との間に交わされた垂井町と岐阜県立不破高等学校との協働・連携に関する協定書について、町長に質問します。

この協定書は、2年前の平成26年7月に中川町長と当時の不破高等学校の校長との間で締結されております。その目的は、両者の協働、連携の促進を図り、地域社会の発展に寄与するとあります。その内容は、1、まちづくりの推進、2、環境の保全、3番、産業の振興、4番、教育文化の振興とあります。この協定書の内容をもとに質問いたします。

第1の質問は、町長の根本的考え方を聞くものであり、この協定書の根底にあるものは、不破高校の統廃合を念頭に入れたものであり、たとえ統合されたとしても、高等学校は垂井町に残ることを願っているかどうか、具体的にお尋ねいたします。

第2の質問は、この協定書の期限は1年ごととなっていて、両者の協議によると記されていますが、この2年間で不破高校との協議は何回ありましたか。内容については、どのように協議されたのでしょうか。

10校のうちの恵那南高校の例を参考に提案しますが、ことしの5月に恵那南高校の活性化に係る3者連携協定の調印についてと題して報道機関へ発表されております。この3者とは、恵那南高等学校と株式会社川上屋と恵那市となっています。その目的は、高校での6次産業学習推進を核として、地域経済の人材育成、産業の発展、まちづくりの推進となっています。恵那南高校も10校のうちの対象校であり、昨年度の生徒募集は120人であり、その合格者は54人と低い状況にあります。学校運営としては非常に厳しい状況だと思いますが、地域で行政と企業が一体となって頑張っている様子がわかる気がします。

垂井町においても両者の協議の中で、学生が興味を持つような企業も含めたような議論になることを望みます。

第3、3つ目の質問は、この協定書の内容にまちづくりの推進に関することとあるが、どのような形でまちづくりに参加しようとしているのか御説明願います。

まちづくりは町長の理想としてるところであり、垂井町には各地区にまちづくり協議会があり、そのメンバーとして参加することなどを含まれているのでしょうか。

第4の質問は、環境保全という面から以前からもたびたび議論になっているようではありますが、不破高校と垂井駅間のスクールバスの提供は考えないのでしょうか。

利用者数の問題や予算の問題もあり、また帰りの時間がばらばらになったり等の意見を今までに聞いたような気がします。しかし、不破高の設置位置の問題から、自転車のほうが多いように思いますが、便利性も学校への出願理由にもなると思います。検討をお願いします。

第2点目の質問は、不破高存続のための県への働きかけについてであります。

岐阜県が基準としている高校の統廃合は、1学年4から8学級が適正規模であるとしています。

3年後には3学級以下と予想される不破高校の募集人員は、120人に対して合格率も88%であり、104人が合格しています。すなわち1クラス40人学級であれば120人で3学級であるということになります。

岐阜県立大垣養老高校は、平成17年に養老女子商業高校と大垣農業高校が統合してできた高校である。農業、商業の専門学校であるので、学校外部との交流も多く、知的財産学習と専門学習を融合した研究活動の展開を行っている。そして、募集人員全ての学科を合わせて240人に対する入学者数はほぼ100%であります。これは統合して成功した例であると思います。

そこで不破高校の場合、進学校であり、現状では大学進学が第1目標であり、専門学科を置くのは難しいと思われませんが、普通高の中での運用で地域との協働での活動は可能であると考えます。養老高校が行っているような体験実習とか販売体験など、地域に生かしたものを取り上げれば可能ではないのでしょうか。例えば、単位制を導入しているようですが、地域との活動も単位を与えるなど可能ではないかと思えます。

茨城県の神栖市の例を見てみますと、市の3校からボランティアを募集して、高校生60名が参加、地域の高齢者、元気な人も含めて30名が参加して、各家に学生が2名ずつ分かれて訪問し、一定時間話して帰るといったレポートが筑波大学の研究によって報告されておりました。世代間の会話ができて生きがいができるし、元気なうちに行くことが大切だと指摘されておりました。こうした例は可能ではないでしょうか。

そこで、地域の自治体として学生の町を存続させることは大切なことであると考えます。

第1の質問は、不破高等学校の存続について、恵那北高校や白川高校のように、廃校に対して反対の要望書を県に提出してはいかがでしょうか。また、統合されたとしても、垂井町に残されるような要望をしてはいかがでしょうか。

第2の質問は、土・日のボランティア活動について単位が与えられるような制度にしてはいかがでしょうか。

第3の質問は、不破高等学校が統廃合されてなくなったとしても、跡地利用として、看護学校とか保育士教育など専門学校を置くなど考えてはいかがでしょうか。さらに、留学制度を利用できるような学校として、広く海外から学生の受け入れを考えるように県に提案してはいかがでしょうか。

特に岐阜県の教育委員会に籍を置いていた和田教育長は詳しいと思われるので、この問題についての総括的な意見を述べていただくとともに答弁をお願い申し上げます。

最後に、今回の質問は、あえて1点だけに絞り込んで質問しました。これは明確な答弁をお願いするためでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、後藤議員からの4つの質問について答弁をさせていただきます。

初めに、協定書の根底にあるものは不破高校の統廃合を念頭に入れたものであり、たとえ統合されたとしても高等学校等は垂井町に残ることを願っているという御質問でございます。

不破高校は垂井町唯一の高等学校であり、長い歴史の中で多くの卒業生を輩出し、町内においても卒業生が企業や地域などで活躍をされております。

このような状況下の中、岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会において、人口減少や少子高齢社会の進展により生徒の減少期に向けた活力と魅力のある高校づくりのための活性化策を審議し、平成28年3月に審議結果をまとめられました。

その中で、近い将来急激な生徒減少が避けられない状況下で、教育水準の確保と教育機会の保障を基本に、望ましい学校規模を1学年4から8学級を適正な学校規模として、平成31年度に1学年3学級以下が見込まれる高校といたしまして不破高校が上げられ、その活性化策の方向について検討をされたものでございます。

さきに申しましたように、不破高校は町内唯一の高等学校であり、不破高校と協働、連携に関する協定書を締結しておりますが、それ以前に統廃合により不破高校がなくなり、町内のみならず町外から通う高校生の姿が町から消えてしまうことは、少子高齢社会において本町のまちづくりにかかわる重大な危機であり、不破高校の存続を強く望むものでございます。

また、平成26年7月に締結いたしました不破高校との協定書は、互いが保有する人的、知的、物的な資源を有効活用することで、豊かで活力ある地域社会の実現を目指し締結したもので、現在のまちづくりにおいて、行政や住民のみならずさまざまな主体による参画が必要な中でその一端を担うものであります。今後、その協定による高校生の積極的なまちづくりへの参加は、本町のまちづくりの活性化の大きな要素となると考えております。

次に、この協定書の期限は1年ごととなっていて、両者の協議によるとあるがという、この2年間で不破高との協議は何回あり、内容についてどのような協議をされたかという御質問でございますが、また、この協定書の内容にまちづくりの推進に関することとあるが、どのような形でまちづくりに参加しているのか。また、垂井町には各地区まちづくり協議会があり、そのメンバーとして参画することが含まれているのかという御質問でございます。その3点でございます。

不破高校との協働・連携に関する協定書の締結については、先ほども申しましたとおり、平成26年2月から両方で協議を進め、4回ほど協議、調整の後、平成26年7月に協定書を締結しております。

この協定書につきましては、協定書の有効期間は1年間としながらも、有効期間の満了の1カ月前までに両者のいずれからも改廃の申し出がないときは、さらに1年間更新するもので現在に至っているところでございます。

協定書の締結から現在までの、例えばふれあい垂井ピアなど町行政へのボランティア参加、地元保育園訪問による園児たちとの交流などを通じ、さまざまな形で町のまちづくりに参加をしていただいております。

ボランティア参加につきましては、年々参加者もふえ、それぞれの事業においても重要な人材として大変助かっております。

また、昨年度は不破高校と岐阜経済大学との高校と大学との連携事業の一環として、観光をテーマとした課題解決授業が実施されたことから、町の観光部門と観光協会も参画し、授業の方法等について意見を出し合い、身近な観光地として実際南宮大社や真禅院を見学し、宮司さん、住職さんのお話を聞き、町職員や観光協会長などが講師となり、授業成果としての周遊ルート構築のための基礎的知識の講話やルート構築のアドバイスをを行いました。

その他、各地区まちづくり協議会においても主体的な各事業への参画を依頼し、地域活動に参加、貢献をいただいております。

こうしたまちづくりの活動への参加は、高校生になると薄れがちになり、小・中学生で築いてきたボランティア精神や地域への誇りの掘り起こしにつながり、さまざまな活動に参加することにより、地域住民との交流の中で地域の魅力を再発見し、地域への愛着や活力ある地域おこしへ思いが深まるものと考えております。

今後の人口減少社会において、将来を担うまちづくりの主体者として地域に根差し、地域に貢献できる材料としての人材ではなく、財産としての人財としてのまちづくりにかかわっていくよう、行政、地域、不破高とが協働、連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、不破高校との垂井駅間のスクールバスの提供は考えているのかという御質問でございます。

町内のバスの運行状況としましては、これまで巡回バスの運行方法を見直し、昨年10月から主な商業施設や医療施設、公共施設を経由する垂井駅発着の巡回バスを4ルートで運行しております。

今回の見直しルートにつきましては、高齢者等移動制約者を主なターゲットとして設定しており、不破高校の最寄りの停留所は朝倉運動公園となっておりますが、終業時には利用いただけても始業には間に合わない時刻表となっております。

そのため、垂井駅から不破高までの直通バスの運行を不破高校の立地条件、特に町外から通われる生徒の利便性を考慮し、高校の意向、生徒のニーズも踏まえながら検討していき、直通バスの運行が不破高校存続の一助となればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 後藤議員の不破高校存続のための県への働きかけについての御質問に對しましてお答えいたします。

岐阜県教育委員会は、平成26年3月に第2次岐阜県教育ビジョンを策定いたしました。

策定に当たりましては、岐阜県の教育に大きな影響を与える状況の変化としまして、人口減

少、少子高齢化の進展、グローバル化の進展、雇用環境の変化、東日本大震災の影響による地域への意識の変化を取り上げ、さまざまな施策を検討してまいりました。

特に高等学校のあり方には、中学校を卒業する生徒の数が深刻な影響を与えてまいります。県の予測では、平成26年度の中学校卒業生は2万803名、その後毎年減少し、平成30年度には2万205名で約600名の減少と予測しています。その後急激に生徒数が減少しまして、今から13年後の平成40年度には1万6,574名で、平成26年度と比べ4,229名の減少になると予測しています。

そこで、中長期的な将来を見据えた高等学校の改革を重点政策として掲げている次第です。

高校改革における基本的な理念は、激しく変化する時代の中で岐阜県の子供たちが自己肯定感を持って人生のデザインを描き、将来の夢や目標に向かって挑戦できるように、また地域社会人としてたくましく生き抜いていくために、それぞれの高校が特色を持って、リーダー性やグローバルな社会の能力の育成、社会経済の基盤を担う能力の育成、自立して社会生活を営む能力の育成を行うということです。

こうした経緯から、平成28年3月、岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会の審議のまとめが出されました。

審議のまとめでは、不破高校の活性化策の方向性につきまして、現在の取り組みを充実、発展し、多様で幅広い学習ニーズに一層対応し、高校卒業後の進路実現を図ることができるよう活性化策を検討する必要があるとしています。

この点から不破高校がどんな能力を育てることに特色を持ち、どういう教育内容で魅力ある学校づくり、活性化の計画を立てるかが最も重要なところになります。その際、地域がより主体的、積極的にかかわり、地域からの提案を含めた内容についても計画の中に盛り込むよう求められています。

このようなことから、現在不破高校の活性化策を検討するための不破高等学校活性化協議会が設置されております。協議会は、県議会議員、垂井町、関ヶ原町両町の町長、教育長、同窓会長、垂井町商工会事務局長、不破中、北中の校長、岐阜経済大学副学長、保護者代表が委員となっておりまして、去る5月27日に第1回の協議会が開催されましたところです。

中川町長とともに私も参加してまいりました。協議会では、多角的、多面的な活性化のためのさまざまなアイデアを出し合い、それぞれの可能性や有効性について検討を始めようとしているところです。

今回後藤議員からいただきましたボランティア活動について単位が与えられるような制度にしたかどうかということ。また、留学制度を利用できるような学校にし、広く海外からの学生の受け入れを考えたらどうかという御質問は、貴重な御提言と受けとめさせていただき、次回協議会で検討いただくようにしたいと考えております。

これまででも不破高校は、小・中学校との連携や、ふれあい垂井ピアを初め町の行事との連携、福祉施設、町内企業との連携もしております。時期を捉えて要望書も考えなければならないの

かもしれませんが、まずはこうした町とのつながりを踏まえ、不破高校としての魅力ある活性化計画をつくっていただくことが何よりも肝要であると考えております。

教育委員会としましては、不破高校の活性化と存続のために積極的に協力をしたいと考えております。よろしく御理解を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 御答弁ありがとうございました。

この問題については、本当にせっぱ詰まった問題で、非常に重要な問題だと考えております。

そして、青少年育成委員会は小学生とか中学生までの教育しか、一般に行政が対応しているのは一般社会人だけであって、ちょうど高校生というとなかなか手の届かない場所であって、学校だけの中で育っている現状のように思われます。

そこで、今答弁いただいた中で、まず協定書の件であります、この2年間で4回開催された。年2回ですよ。それで、その協定の内容とかについて見直しを行ってきたのかとか、その後、議会への報告も含めて議事録等の報告はないのかというのを1点、再質問いたします。

それから、非常に真剣に町長の代理で企画調整課長がお答えになりましたが、これは非常に重要な問題であるということですので、町長の本当に真剣な対応の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

それからスクールバスについて、今後考えるということですが、高齢者と同時に行くのではなくて、本当に真剣味があるならば、高校生だけを運んでいくというふうな方向でぜひとも考えてほしいと思います。

それから、県への働きかけについて、先ほどから岐阜県高等学校活性化策定委員会の審議のまとめ、私もホームページで見させていただきました。80ページか90ページほどの非常に長い文章が続いております。その中で、去年の6月から7月ごろに各市町村、その対象19校に対して各市町村長、町長に対して意見がありますかというふうなことが出されているという記事が残っておりました。ことしの3月、意見を出したところが6市町村あります。それは山県市、池田町、郡上市、八百津町、それから瑞浪市、恵那市、そこらあたりは存続に対しての意見書を出しているわけなんです。それで垂井町のが見当たらなかったの、ここらあたりはどういった形で、今からでも遅くないのではないかと思うんですが、そういった意味で要望書とか意見書、ましてや八百津町においては議会の意見書を出しております。議会の決議をしておる状況であるし、隣町の池田町においても地域再生の核としてというふうな意味で意見を出しておられますので、ここでまだこれから要望書を出したり意見書を出したりするお気持ちはないのか、再度御質問いたします。

あとボランティアとか留学制度については、これからの検討課題となっていくとお答えされましたので、これからの先を見守っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

前段の部分につきましては、まさに企画調整課長が私の思いをしっかりと述べてくれたと私は思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

また、冒頭の発言にありました青少年健全育成推進委員は、小・中学校のみという御発言でございましたけれども、これはやはり青年も含んでおりますので、高校生の活動等も含めた形の中でしっかりと運営されておるということを御理解いただきたいと思いますというふうに思います。

それから、今回不破高との協定書を結んでおることにつきまして、これは不破高の活性化、それから町の活性化、両方がお互いに支え合っていく、まちづくりを進めていくという部分での協定でございますので、協定書があるからどうのこうのという、その協定書に基づくというか、基本的にはそれを更新していくような形でやっております、よほどのことがないと見直すというようなことはないのではないかなという、そういう事態は発生しないのではないかなあというふうに思っております。これはやはり細部をまた詰めていく部分があればお話をすることになるかと思っておりますけれども、基本的な大前提の協定でございますので、お互いが協力し合って不破高を、そして町をよくしていこうという思いでの協定でございますので、これをもって協定が問題になるということではなくて、どういう形でかわり合っていくかという活動が大事になってまいりますので、協定書そのものというよりも、その行っておる内容、先ほど垂井ピアとか各地区の活動の補助とか交通安全のことについても不破高生がかかわっておってくれますけれども、そういった活動の内容が大事になってくるものだというふうに思っております。

したがいまして、その協定書の見直しについては、今大きく変わっておりませんので議会にあえて報告をしている状況ではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、スクールバスの運行につきましては、やはり不破高が持っている優位性の一つがJRの垂井駅に近いということかと思っております。ただ、ちょっと山地にありますので、通う子は非常に苦勞して通っておる状況がございますけれども、やっぱりこういった利便性を不破高のアピールということで使うとすれば、そういった交通アクセスの部分で町ができる援助ということもまた考えられるのではないかなということで、今後検討していきたいということでございますけれども、あくまで今回のバスの見直しは、地域コミュニティーの活性化、高齢者の足の確保ということがまず大前提で進んでおりますので、今後そういった部分を踏まえて、単に補助だけではなくて、不破高も巻き込んだ形の中でバスをどう動かしていったらいいのかということもしっかりと検討していきたいと考えております。

このことは、やはり財政がついて回る話でもありますので、またお話はいろいろと皆さんにも一緒に考えていただきたいと思いますとおるところでございます。

意見書の話でございますけれども、実は前の不破高の校長先生の堀先生が今県の活性化のほ

うの担当に当たっておられますので、そういった部分でいろんな情報交換等もする機会がございますし、今回意見書として出しておるわけではございませんけれども、今後やはり協議していく中で必要であれば、先ほど教育長も申し上げましたけれども、要望書、意見書につきましてはその必要に応じて出していく必要があるというふうに思っております。ただ、今やはり活性化の不破高をまずどう元気づけていくかというところでの検討を一生懸命しておるところでございまして、その中でやはり少子化が確実に進む中で今後運営が厳しくなったときに、最終的にやはり町の思いとして出すことが必要になってくるというふうに考えておりますので、それは時期を見計らってしっかりやりたいというふうに思っております。

高校、あるいは学校が持つ地域に対する力というのは、もう皆さん十分おわかりのように、例えば大垣でも大垣女子短期大学、岐阜経済大学、こういった大学があることによってまちの一つの力になっている部分があると思います。かつて岐阜市で市岐商が私立高校の附属校に変えたらどうかというような誘致の話で議会と執行側が大きくもめたことがございましたけれども、やはりこういった学校の持っている力というのは非常に大きなものがあると思います。これが不破郡から消えるということは、大きな損失であるという認識を強く持っておりますので、この存続に向けて、これからもしっかりと頑張っていきたいという思いでございまして、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、4点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、教育長の教育方針についてでございます。2点目は垂井町の胃がんリスク検診の導入について、3点目は空き家対策について、4点目は公用車についてでございます。この4点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますが、教育長の教育方針についてであります。

この4月から教育長として就任をされ、2カ月余り経過をいたしました。教育長として今後の垂井町の教育行政をどのように推進していかれようとしておられるのか、教育方針をお伺いしたいというふうに思います。

続いて2点目でございますけれども、垂井町の胃がん検診の導入についてでございます。

ことし1月30日の新聞の記事に2013年の岐阜県内の75歳未満の、特に女性の胃がん死亡率は人口10万人当たり8.2人で、全国平均の5.7人を大きく上回り、秋田県に次いで全国ワースト2位とありました。ちなみに2011年では6位、2012年では1位であります。この現状を踏まえ、垂井町でも胃がん死亡率の低減に努めるべく胃がんリスク検診を導入してはどうかと考えます。

この胃がんリスク検診は、採血による血液検査法であり、ピロリ菌感染の有無と胃の粘膜の萎縮程度を測定し、被検者が胃がんになりやすい状態であるかどうかを診断する検診法であり

ます。この検査で胃がんになりやすいかどうかを診断し、発症リスクの高い被検者にはピロリ菌の除菌や定期的な胃内視鏡検査を推奨するものです。また、バリウムを用いた胃透視エックス線検査を施行するよりも安値であると聞いております。かつ簡易的に行える同検査は非常に有効であると考えます。

何よりバリウムを用いた胃透視エックス線検査では、食道がん、胃がんの早期発見が極めて低いという報告もあります。胃がん発生にはヘリコバクターピロリ菌感染が関与することが明らかとなり、胃がん発生予防を目的としたヘリコバクターピロリ菌感染症胃炎に対する除菌療法も保険適用となっております。こういった実情からこの検診を実施する全国の自治体が年々増加し、近隣では大垣市や海津市が行っております。この検診を実施することで検診の費用も抑えられ、かつ胃がんの早期発見、早期治療にもつながる一助になると考えます。

このような現状を踏まえ、垂井町でも胃がん死亡率の低減に努めるべく胃がんリスク検診を導入してはと考えるけれども、その見解をお伺いしたいと思います。

次に3点目でございますけれども、空き家対策についてであります。

2014年11月、国会で空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家対策特別措置法が成立し、翌年2月26日に施行されました。

全国には空き家が820万軒あると言われております。その中でも放置された空き家は318万軒にも及び、実に8軒に1軒は空き家であります。5年後には63万軒ふえると言われております。崩壊、防災、治安や衛生上著しく有害となり、ますますふえる傾向にあります。

そこで、空き家改善対策として、自治体の権限が法的に位置づけられました。特定の空き家として各自治体が決める判断基準は、屋根や外壁の損傷、多数の窓ガラスが割れたまま放置、立木が朽ちて隣地に散乱、ごみの放置で悪臭の発生等が目安となっております。これらに該当する空き家、特定空き家の所有者には撤去や修繕勧告、命令ができるもので、命令違反には50万円以下の過料を設け、強制撤去も可能となり、固定資産税が最高6倍となるものです。これに基づいて危険な空き家に指定されれば固定資産税優遇の対象から外れることになり、空き家を放置させないという制度をつくるものであります。

そこで、今後垂井町においても空き家対策については、法律に沿って取り組まなければなりません。

そこで幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、空き家にかかわる事業の担当課及び窓口はどこなのか。

2点目、町内に空き家は何軒あって、そのうち特定空き家は何軒ほどあるのか。

3点目には、空き家対策事業の体制づくりや今後の計画はあるのか。

4つ目として、今年度予算化の空き家の実態調査は、具体的にどのような内容なのか。

5つ目として、空き家対策事業に対しての問題点や将来の見通しはどうか。

6つ目として、空き家バンク制度の設置及び空き家等適正管理条例の制定についてはどのようにお考えなのか。

7つ目として、空き家の処分を自主的に行おうとしている所有者に対して補助金を支給する考えはあるのか。

8つ目といたしましては、特定空き家に指定する判断はどの時点で行うのか。また、協議会等の組織体制の設置の考えはあるのか。

最後ですが、9つ目として、指導、勧告、命令、行政代執行をして取り壊すことになった場合の費用は誰が持つのか。

以上、9点についてお伺いをしたいと思います。

次に4点目でございます。

公用車についてであります。垂井町の公用車についてお伺いしたいと思いますけれども、私は町内を車で走っていて、町の車とすれ違うことがございますけれども、定員全員が乗車しているのは余り見たことがありません。多くの場合は、職員1名か2名乗車しているのが多いではないかと思えます。

最近では、小型車の性能や安全性は向上しており、小型車、あるいは軽自動車で十分ではないかと思えます。また、地球温暖化や環境の観点からも、小型車、あるいはハイブリッド車や天然ガス車に切りかえていくべきではないでしょうか。最近、小型化と低公害車の導入を積極的に進めている自治体もあるようです。また、自転車や単車を利用することも考えてはいかがでしょうか。

そこで幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、本町の所有する公用車の台数と、そのうち低排出ガス車として認定している公用車の台数はどのくらいあるか。

2つ目として、買いかえの時期はどのようにして決められているのか。

3点目として、車両の管理はどのようになっているのか。また、車検切れになった公用車は過去にあったか。もしあったとしたら、どのように対応されたか。

4つ目として、今後の公用車の買いかえに当たっては、どのような方向で臨むのか。

以上、4点についてお伺いしたいと思います。よろしくお伺いをしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 乾議員から今後の垂井町の教育行政の推進と教育方針について御質問いただきましたので、お答えします。

私は、教育とは一人一人のよさや可能性を引き出し、自己の確立や自己実現を助ける営みだと考えております。また、自己の確立や自己実現のためには、自己と他者とのかかわり、自己と集団や社会とのかかわりの中で互いに心を通わせ、互いに磨き合い、高め合っていくことが何より大切であると考えております。

垂井町は豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある町、文化の薫り高い町です。また、子供たちの健全な育成やまちづくりのために献身的に力を尽くしていただける大人、地域の方々が大変

大勢おられる町です。そうした教育資源や人のすばらしさを垂井のよさとし、積極的に生かす教育の営みが垂井町教育ビジョンとして策定されております。

今後も垂井町教育ビジョンを大切にし、ふるさと垂井への誇りと愛情を持ち続け、志を持って夢や目標に挑戦し、生涯を通して学び続けることのできる人間、互いの生命や人権を尊重し、豊かな心で支え合い、ともに生きていくことのできる人間、社会の一員としての自覚を持ち、自分の能力や個性を發揮して、活力ある地域づくりへ貢献できる人間という、目指す垂井の人間像と基本理念の実現を目指してまいります。また、それを実現するための2つの基本目標と11の基本施策に基づき、今後も垂井町の教育の充実に努めてまいります。

教育をめぐる問題は、社会の変化に応じて複雑化、多様化しております。例えばグローバル化への対応や主権者教育への対応など、今日的な課題も生じております。

今後も起き得るさまざまな諸課題に対しまして、適切かつ迅速に対応してまいりますためにも、町長、副町長初め各課長との密接な連携のもとに、また議員の皆様のお意見を伺いながら、やさしさと活気あふれる快適環境都市の実現のため、教育行政に取り組んでまいります所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、乾議員の御質問のうち2番目の垂井町の胃がんリスク検診の導入について、町民の健康を守るための導入は必要ではないかについてお答えをさせていただきます。

初めに、がんは日本人のうち2人に1人がかかり、3人に1人が亡くなるなど、依然日本人の死亡原因の1位となっています。特に胃がんについては、年間13万人以上が罹患し、約5万人の方が亡くなるなど、悪性腫瘍のうち胃がんは罹患の第1位、死亡の第2位となっています。

岐阜県においては県地域がん登録年次報告によりますと、議員が申されるとおり、部位別のがんの罹患数は胃がんとなる人の数が男性、女性とも多く、岐阜県の特徴の一つとなっていますが、その理由をはっきりとはわかっていないのが現状でございます。

また、垂井町の平成26年度ですが、胃がん検診の受診数は、対象者数8,260人に対し987人となっております。受診率は11.9%と県下市町村の中で20番目となっております。

さて、議員御提案の胃がんリスク検診とは、胃の粘膜の委縮の程度を調べる検査及びピロリ菌の有無を調べる検査を組み合わせ、その結果からAからDの4群に分類して胃がんになりやすいかどうかを調べる検査です。この検査は血液による簡単な検体検査であり、検査費用の削減にもつながることが期待されていますが、胃がんそのものを発見する検査ではなく、胃がんになる危険度が高いか低いかを調べるものでございます。

もちろんその結果により胃がんになりやすいと判断された方にとっては、その存在を確かめるため精密検査を受けていただく機会にはなることは十分認識しております。

しかしながら、反対に胃がんになりにくいと判断された方に対しては大丈夫であるという安

心感を与えることにより、本来の検診、精密検査を受けることなく発見の機会を逃すおそれがあるなど危惧されます。

リスクに応じた検診を提供できる有用な検査方法となる可能性があるものの、現時点では死亡率を減少させる効果を示すエビデンス、証拠という意味でございますが、これが十分でないことから、今後は他市町の取り組み状況を研究しながら、さらなる検証が必要であると考えているところでございます。

こうしたことから、町が行います各種がん検診の実施につきましては、厚生労働省健康局長通知によりますがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、胃がん検診については引き続き問診及び胃のX線検査を実施するとともに、さらに胃の内視鏡検査の導入についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、乾議員からの胃がんリスク検診の導入についての御質問のお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、乾議員から空き家対策について9点の御質問がございましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

空き家等対策の全般的な窓口としましては、どこにあるのかという御質問でございます。

全般的な窓口といたしましては、企画調整課生活安全係となっております。なお、土地計画区域内の空き家等の雑草につきましては、垂井町生活環境の保全に関する条例に基づきまして、建設課都市計画係が窓口となっております。また、所有者が空き家等をリフォームし、再度暮らせる環境を整えるためのリフォーム促進事業補助金につきましては、産業課の商工観光係が窓口となるなど3つの窓口が連携を図りながら空き家対策に取り組んできております。

次に、町内に特定空き家等は何軒あるのでしょうか、また今年度予算化の空き家等の実態調査は、具体的にどのような内容なのでしょうかという御質問でございます。

町内の特定空き家等の軒数はまだ把握しておりません。本年度実施の空き家等実態調査において町内全体を対象とした空き家等の概数調査、実態調査、空き家等の所有者等へのアンケート調査などを行い、その中で特定空き家等の候補を把握してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策事業の体制づくりや今後の計画はあるのか、また空き家バンク制度の設置及び空き家等適正管理条例の制定についてはどのように考えているのか、また空き家の処分を自主的に行おうとしている所有者に対して補助金を支給する考えはあるのかという御質問でございますが、空き家等の実態調査の結果につきましては、今後どのように活用していくかが課題となってきています。

今年度実態調査をして、その結果を踏まえ、空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定されている空き家等対策計画の策定の中で、所有者等による空き家等の適正な管理の促進、空き家等及び除却した空き家等に関する跡地の活用の促進、特定空き家等に対する措置、空き

家等に関する対策の実施体制に関する事項など必要な項目について定め、対応してまいりたいと考えております。

次に、空き家の対策事業に対して、問題点や将来の見通しはいかがかという御質問でございますが、現在においても空き家等への対策については、特措法第3条について、空き家等の所有者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとしており、本来個人の財産としてそれぞれの所有者等が適正に管理すべきものとして地域住民からの相談に応じ、所有者等へ適正な管理をするよう通知するなど対応を行っていますが、年々相談件数が増加傾向にあり、今後の人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後空き家等がさらに増加していくことが見込まれています。

今後、特措法も踏まえ、関係部署と連携を図りながら対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、特定空き家に指定する判断はどの時点で行うのか。また、協議会等の組織体制の設置の考えはあるのかとの御質問でございます。

特措法の第2条第2項において、特定空き家等とはということで4点ございます。

1点、そのまま放置をすれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。

2つ目、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。

3番目、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。

4つ目、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるといったことが定義づけられております。

空き家実態調査を行った特定空き家等の候補のうち、先ほど述べました定義に該当する場合は、特定空き家等と認定しますが、財産権の制約や固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されるなど、強い公権力の行使を伴う行為が含まれ、認定には透明性や適正性の確保が求められることから、専門知識を有する者による意見が必要であると考えており、その必要性から特定空き家等の認定やその対応、空家等対策計画の策定や実施に関する協議を行うため、特措法第7条に規定する協議会の設置について検討してまいりたいと考えております。

次に、指導、勧告、命令、行政代執行をして取り壊すことになった場合、その費用は誰が持つのかという御質問でございます。

特措法第14条において、特定空き家等に認定された場合、その所有者に対し、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導をすることができることとされており、それが改善されない場合は、勧告、命令、代執行と段階的に慎重な手続を経て行うことができるとされております。

指導、勧告、命令につきましては、所有者等が当該特定空き家等に対し必要な措置を行うよう求めるため、当然除却などの費用は所有者が負担することになります。また、代執行につきましては、行政代執行法に基づきます措置であるため、行政代執行法の規定によりまして町村長がみずから所有者等が行うべき措置を行い、または第三者にこれをさせた場合、その費用

については所有者から徴収することとされているため、本来個人の財産としてそれぞれの所有者が適切に管理するべきものとして、どの段階においても所有者が負担することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 乾議員の4点目の公用車について御回答申し上げたいと思います。

まず、1点目の御質問の垂井町が所有する公用車の台数と、そのうち低排出ガス車として認定している公用車の台数はどれくらいあるのかについてでございますが、平成28年3月31日現在でございますけれども、公用車の台数は79台となっております。これは巡回バス、あるいはクリーンセンターパッカー車、そしてまた消防ポンプ積載車等々も含めた台数でございます。そのうち、お尋ねの低排出ガス認定車につきましては、ハイブリッド車も含めまして44台でございます。公用車全体の約56%を占めている状況でございます。

次に、2点目の買いかえの時期につきましてはどのように決めているのかといったお尋ねでございますが、走行距離数、そしてまた経過年数等によりまして買いかえの基準につきましては、特に設けてございません。

日常の使用時やあるいは点検を実施する中で、性能の低下やふぐあい等々が発見された場合に修繕か買いかえかを総合的に勘案する中で判断をさせていただいているところでございます。ときには所管課職員以外の者が試乗してぐあいを確認したこともございました。

次に、3点目の車両の管理、そしてまた車検切れになった公用車は過去にあったのか否かについてのお尋ねでございますが、まず公用車の管理につきましては、垂井町自動車等管理規程に基づきまして、公用車の所管課におきまして日常的に点検を実施し、良好な維持管理に努めておるところでございます。

具体的に申しますと、使用時の点検のほかに毎月1日、15日でございますけれども、月2回を基本に点検、あるいは清掃を実施いたしまして、ふぐあいの有無等を確認する中で整備不良によりまして事故防止と公用車の適正な管理にも努めておるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、公用車が車検切れになった事例でのお尋ねでございますが、今日までないものと記憶をさせていただいております。

今後とも指摘のことがないよう公用車の適正な管理を行う中で、しっかりと法令遵守をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の4点目の今後の公用車の買いかえに当たってはどのような方向で臨むかについてのお尋ねでございますが、議員御提言の小型車、あるいはハイブリッド車、天然ガス車、あるいは電気自動車への切りかえについてでございますけれども、御案内のとおり、産業課所管にいたしますれば、林道測量等々、そしてまた水田の用排水の確認等々、ときには4WDの車が欲し

いといったようなこともございます。そしてまた住民課所管等々では、有害獣の捕獲に軽トラがどうしても必要だ。そしてまた、町職員全体でございますけれども、災害時にはテントの搬出に必要な比較的荷台の長い、俗に言う商用車の貨物車でございますが、そういった車両のニーズもございます。したがって、その使用の用途を十分勘案しながら検討していく必要があると、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、引き続き公用車の適切な管理に努めたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、3点お尋ねをいたします。

第1点目はNHK基礎英語を中学生の授業に生かせ、第2点目は自治体間で災害時応援協定の締結を、第3点目はホームページを持つ意味はについてであります。

それでは、第1点目、NHK基礎英語を中学生の授業に生かせについてお尋ねをいたします。

私は平成13年議会で英語教育は小学生のときが最も大事である。小学校に英語環境づくりをと質問しました。平成24年議会では、言語形成期である幼児期6歳までに英語教育でネイティブスピーカーの子供の育成をと質問をいたしました。平成26年議会では、小学校の使える英語の効果的な指導方法についてお尋ねをいたしました。今回は、中学校の英語授業についてお尋ねをするものであります。

平成28年度施政方針及び提案説明の重要施策の第2に、国際社会への対応といたしまして、小学校には英語講師、中学校には英語指導助手を配置し、英語教育を図ってまいりますとありますが、これまで我が町の中学校には平成8年から友好都市カルガリー市から派遣された英語指導助手1名が配置されてきました。現在は配置されておらず、急場しのぎで別の方をお願いしてはいます。中学校の英語授業は各学年とも年間で140時間、週4時間英語を勉強していると聞いています。ということは、全ての英語授業に英語指導助手が入っているわけではなく、英語を聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと、この4つの力を身につけることを目標とするなら、十分とは言えません。平成24年議会での英語指導助手の増員についての一般質問において、前教育長は、英語講師による音声指導を初め、英語指導助手の役割は大変大きいと考えておりますので、増員については今後検討したいと、そのような御答弁でございました。今回は中学校の英語授業についてお尋ねするものです。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目として、中学校の英語授業で使える英語、生きている英語の効果的な指導方法についてお尋ねをいたします。

次に、毎朝毎晩ラジオから流れるNHK基礎英語、放送開始以来約80年の歴史を誇るNHK語学番組基礎英語シリーズは、よくある日常の場面、状況を設定した実践的な会話例とネイティブによる音声で中学レベルの良質な英語を提供しています。基礎英語1では、中学1年レベルの単語や英文法を学び、基礎英語2では、中学2年生レベルの英文法や表現を学び、基礎英語3では、中学3年レベルの使える英語をふやしています。

NHKの基礎英語、英語教材作成支援システム基礎英語リード（LEAD）とは基礎英語シリーズの十数年分に及ぶ豊富な会話例、それと音声蓄積されているNHK英語データベースから先生方が授業に役立つ会話例や音声をウェブ経由で検索し、これらを使って教材を作成するための先生向け英語教材作成支援システムです。5,500の英会話の例があり、著作権を気にせず使え、いつでもどこでも利用ができ、学習指導要領がベースとなっています。テストづくりも簡単です。ある学校では朝授業の始まる前15分間、中学1年生では基礎英語1を、中学2年生では基礎英語2を、中学3年生では基礎英語3を流している学校もあります。NHKエデュケーショナルへの4年間継続利用ライセンス提供料は20万円で、割安です。垂井町立小中学校管理規則第9条、教材の使用について、校長は、教科書以外の図書その他の教材で教育上有益適切なものは、これを使用することができると思います。この導入実績校は全国で1都2府、東京都、大阪府、京都府、そのほかにも8県にわたっております。垂井町も先駆的に取り入れてはどうかと思います。

そこでお尋ねをいたします。

NHKの基礎英語、英語教材作成支援システム、NHK基礎英語を中学生の授業に生かしてはどうか、お尋ねするものであります。

第2点目、自治体間で災害時応援協定の締結をについてお尋ねをいたします。

我が町における大規模災害としては、熊本・大分大震災、東日本大震災、阪神・淡路大震災のような地震による大災害と原発事故による大災害が考えられます。

地震による大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより町の災害対応能力は著しく低下します。このため、町単独では多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じます。

災害時応援協定とは、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的、物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で、または自治体間で締結される協定のことです。

このような事態に対処する手段の一つとして、各種応急復旧活動について町をサポートする旨の協定が町と民間事業者や関係機関との間で締結されています。民間事業者は自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、さまざまな分野の民間事業者と協

定を締結することで、広克的確な応急復旧活動が期待できるからであります。我が町も既に民間事業者や関係機関との間で締結がなされてきました。

また、このような事態に対処するもう一つの手段として、自治体間での相互応援協定も全国的に締結されており、自主的、積極的な応援出動、被災自治体への応援に関して阪神・淡路大震災の教訓を踏まえたスムーズな応援を達成するための体制整備が図られています。

4月7日、大地震や集中豪雨による土砂災害などの大規模災害に備え、揖斐郡の揖斐川、大野、池田の3町は、町の境界を越えて隣接町の避難所を利用できるようにする広域避難に関する協定を締結しました。

昨年の関東・東北豪雨の被災地では、自治体の避難場所へ避難しようとする、川の決壊場所や浸水地域に近づかなければならないケースがあったといいます。豪雨を受けて行われた揖斐郡3町の防災担当者の意見交換会で、隣接町の避難所を利用したほうがより安全に避難できる地域があることがわかり、協定締結を決めたということです。

垂井町においても大地震や集中豪雨による土砂災害など、大規模災害においては綾戸地区は隣接の大垣市、伊吹地区においては隣接の関ヶ原町、栗原地区は隣接の養老町の避難場所を利用したほうがより安全に避難できるようにも思われます。

また、福井県敦賀市の敦賀原発の重大事故を想定した場合は、事故の影響が大きいと見られる西濃地域と岐阜地域など13市町は、放射性物質の拡散が広範囲に及んだ場合に、9割以上の住民が逆に遠隔市町に避難する必要があると思われます。

そこで、そんな大災害に備え、お尋ねをいたします。

1つ目、これまでの大規模災害から得た教訓は何か。2つ目、隣接町、例えば関ヶ原町と、また遠隔市町と両方と災害時応援協定の締結をすべきと思いますが、町の御見解をお尋ねいたします。

第3点目、ホームページを持つ意味はについてお尋ねいたします。

垂井町においては、以前より町のホームページが開設されていますが、開設当初は情報量が少ないとか、新鮮味がないとか、わかりにくいとか、なかなか情報の更新がなされないとか種々の批判がありました。しかし、昨今はかなり改良されたように思われます。

ホームページには町の各課、各分野にわたる最新情報が記載してあるわけですが、最近ホームページを開いていて偶然気づいたことは、情報が更新されていない部署があるということです。この場であえてその部署の名前は出しませんが、ホームページで情報収集するのが当たり前の時代、ホームページは24時間スマホからも、どこにいても誰でも見ることができます。どこの誰が何を必要としているかわからないですが、いかに情報を見やすく整理するかということ、それらの最新の情報がわかりやすく整理された状態で記載してあれば、ホームページ訪問者（ユーザー）はどんどんふえていきます。ホームページは効果的な宣伝広告媒体と思われま

す。反面、もし最新の情報が掲載されず、古い情報をホームページに掲載し続けたならば、それ

は閲覧者にとってマイナスの印象を与えてしまいます。継続して更新ができないのであれば、初めからホームページを開設しないほうがよい場合もあります。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目、ホームページを持つ意味は何か。2つ目、各部署の掲載についての最終チェック、最終責任者は誰か。更新はどのようになされているのか。以上をお尋ねするものであります。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の第1点目のNHK基礎英語を中学生の授業に生かすについて、お答えをさせていただきます。

垂井町では、英語指導助手が1名配置されており、各中学校ではネイティブの正しい発音を聞いたり、実際の英語使用場面に近い生のコミュニケーションを体験したり、外国人の物の考え方や感じ方に触れたりするなどの学習をしております。

こうした学習は町内の全ての中学校で実施しておりますが、全ての時間に英語指導助手が入っているわけではなく、議員御指摘のとおり、不十分と言えます。

そこで教育委員会としましては、教科書の教師用副教材として教科書に準拠したソフトやCDを購入し、電子黒板やAV機器を活用し、ネイティブな発音を聞いて学習できるよう整備をしております。また、英語教師の授業研究を充実し、実際の場面で必要な英語力を身につけさせるための授業改善を行っております。

この結果、中学校1年生においても教師の発問や指示も英語で行うオールイングリッシュに近い授業が実施されているところでございます。

教育委員会としましては、教科書にさらにプラスしてNHK基礎英語を教材として授業を行うことより、各学校が教科書やそれに準拠したソフトやCDを十分活用することにより反復練習し、教科書の内容をどの子にも確実に習得させ、基礎的な英語力を身につけさせる教科書を中心とした指導を行ってまいりたいと考えております。よろしく御理解賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、富田議員から4つの御質問がありました。答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、これまで大規模災害から得た教訓は何かという御質問でございます。

災害には地震や風水害などさまざまな種類がありますが、全ての災害に共通して言えることは、災害の規模が大きくなればなるほど行政が行える初期対応は限られ、みずからの生命のみずから守るといった地域住民の自発的な活動が大切であるということでございます。

これは今まで大きな災害を経験してきた地域に共通していることは、例えば予期できない地震においては、行政は自衛隊の派遣や情報収集など、全体的な対応から始まり、地域に対する個別の対応はその後になっていきます。

また、風水害においては、最悪の事態を想定し、行政が早目の避難勧告等を発令して、災害が発生する危険性が高い状況であることを伝えることができますが、最終的には地域住民みずからが判断して行動していくことがその後の被害状況に大きく影響を及ぼすことになります。

そのためには、常日ごろから防災意識を高く持つことが重要である。今回の熊本地震のように、発生する確率が低かった断層が原因で地震が発生したことを見ても、大地震が決して人ごとではなく、行政、住民とともに自分たちの身近に起こり得る問題として捉えることが必要であると考えております。

今後、行政による公助、住民一人一人の自助、地域コミュニティーによる共助と、それぞれの役割に応じた災害に対処できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、隣接町、遠隔市町両方と災害応援協定の提携をすべきと思いますがという御質問でございます。

災害の規模が大きくなればなるほど単独の市町村で災害に対応することは難しく、近隣や関係のある市町村や国との連携、調整、警察を管轄する県、自衛隊や気象庁などを管轄する国といったさまざまな主体による対応が必要となってきます。そのため、災害発生時に強力な連携をもって対処していくためには、民間との協定をあわせ、他市町村との災害時応援協定は熊本地震の例を見ても大きな力となっているため、いつ何どき災害が発生するかわからない状況下の中で早急に検討していかなければならない課題だと考えております。

災害の種類によっては対象となる市町村は変わってくると思いますが、例えば地震の場合では規模が大きくなればなるほど周辺市町村も被災地であることが想定され、ある程度距離の離れた市町村が対象となってくると思います。また、風水害の場合は、議員がおっしゃるように、近隣市町の避難所に避難していただいたほうがより安全に避難ができるため、近隣市町が対象になってくると思います。

今後、災害の種類の影響想定、今までの交流状況など総合的に勘案して、相手の意向も踏まえながら災害時応援協定を締結する市町村を洗い出し、検討していきたいと考えております。

次に、ホームページの持つ意味はという御質問でございます。

当町のホームページは平成9年8月13日に開設をいたしました。20年近く大きなりリニューアルがされることのなかったホームページですが、平成27年3月にリニューアルをし、今までホームページの担当者が担当課から依頼に応じて更新をしていたものを、担当課が適宜、随時更新作業ができるようなCMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入いたしました。CMS化は担当課で更新作業ができることで、スピーディーな情報発信が可能となってまいりました。毎月9,000から1万台であったアクセス数がリニューアル後の現在では2万5,000から3万ほどになっております。

ただし、更新作業が担当課であることで作業判断や権限も担当課となり、どうしても温度差があることは否めません。

昨年10月には広報に関するアンケート調査を行い、ホームページの掲載について集計をとり

ました。その中に、ホームページを見る理由といたしまして、広報たるいより詳しい情報が必要などに見られるといった回答があることから、現在のホームページの果たす役割は大きいものであると考えております。

ホームページは住民への一方的な情報サービスだけでなく、住民との情報共有の場でもあります。先般の熊本地震の際にも緊急情報を確認できるなど、その役割は行政のお知らせ発信だけにはとどまっておりません。

そのようなことから、ホームページを使った積極的な情報発信に努めていくだけでなく、何をどのように伝えるかを職員全員が町のPR役との認識を持ち、広報の位置づけを考え、住民に何を伝えていきたいかという一方的な情報提供ではなく、住民が何を知りたいかということを考え、情報内容を構築し、発信していくことが重要であると考えております。

次に、各部署の記載について、最終チェック、最終責任者は誰かの御質問でございますが、現在のホームページの更新についての流れは、担当者が更新したい旨の起案をし、企画調整課長及びホームページの担当者へ合議をし、担当課長が決裁をしております。内容によっては町長まで起案をしております。

決裁後は担当者がホームページを作成し、及び修正等も加えながら担当課長が確認をして公開をしております。公開できる権限は課長とホームページ担当者のみが持って更新をします。よって、記載についての最終チェックと責任者はホームページを作成した担当課長と管理をするホームページ担当者がそれぞれの役割を持って最終責任となります。両者により幅広く確認をし、更新作業の精度を向上させてまいりたいと考えております。

加えて、各課どのような情報を掲載・周知するべきなのか、掲載や公開するべき情報で未掲載のものはないのかといった確認を各課に配置されたパソコンリーダーを中心に行い、最新情報の更新と情報量のアップに努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。どうぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 再質問をいたします。

1つは、第1点目なんですが、ちょっと言葉が出ないんですけれども、先ほどから。久しぶりにここに立って、大抵はさっと再質問をするんですけれども、実を言いますと、この後再質問を教育長さんをお願いしようと思っていたんですが、あえて課長さんでお願いしたいんですけれども、まず課長さんから頭を切りかえていただかないと、これはとても教育長さんの御答弁まで行かないかと思ひまして、課長さんに言っていたのは、確かに学校教材に沿ってということ言っていたと思います。私も言っているのは学校教材に沿ってということです。当然そういうことなんですが、それと参考資料についてはCDとか、私もいろんなのを見ておりますので、確かに非常にいろんなものが出ております。ですから学校の先生方、関係者の方は一生懸命その教材に沿って努力していただくとわかっております。わかっておる上で、

我々も文教厚生委員会としてもそうですけれども、より以上にいいことをということで、その参考としてもお話ししていることでありまして、多少は御検討をいただくというような言葉、御答弁ぐらいはいただけるかと思ったんですが、全く何か、お尋ねしますが、課長さん、このNHKの基礎英語のこの資料について確かめられましたか。それと学校教育の現場でどのようにされているのかこの場でお尋ねしたいことなんですけれども、これはやめます。

再質問いたします。

御検討するぐらいの御答弁はいただけないかを御質問いたします。

それともう1つ、ホームページについては更新のほうをしていただける、これは一応していただけるということですので、よろしく願いいたします。

1つだけお尋ねいたします。学校教育課長によろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどは大変失礼をいたしました。全てを否定しているわけではございません。

方針としまして、やはり教科書を使用する義務がある。その教科書に準拠して授業を進めていくというのを基本にやっていきたいといった答弁を申し上げたところでございますが、ただし、やっぱり英語科教師によります教材研究の活用という可能性は十分考えられますので、今後検討し、そういったことが可能かどうかを行っていきたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 富田議員の再質問について答弁を課長がしたところでございますが、補足をさせていただきたいと思っております。

今現在、中学校の授業は、大変コミュニケーション型の授業に変わりつつあります。富田議員のおっしゃいました、話す、聞く、書く、読む、4つの技能を1時間の授業の中でつける授業としまして、私どもが受けてまいりました授業とは大きく変わっております。教科書のほうもそうした編集意図から4つの技能をつけるように随分編集をされているところであります。

中学校の英語の授業におきましては、例えばパスポートを見せて行き先を尋ねたり答えたりするという活動であるとか、外国の友達に自分の好きな食べ物を、特に日本食を英語で教えたりするなどの活動をそれぞれの学校で英語教師が工夫して行っているところであります。

先ほど富田議員のNHK基礎英語の中には5,500の対話例等があるということでございますので、英語教育研究部会が庁内にもございます。積極的に授業改善を図っているところでございますので、NHK基礎英語の内容等を教材研究として活用できるその可能性についてまた検討してまいりたいと思います。よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点にわたって質問をさせていただきたいと存じます。

冒頭に、このたびの熊本県を中心とする地震により被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様の救済と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。熊本県は、私にとって育てていただいた大切な愛するふるさとであります。ふるさとの思いをはせながら、防災に関する質問から入らせていただきます。

まず1点目、福祉避難所のケア体制についてお伺いいたします。

災害時には体の不自由な高齢者や障がい者、妊産婦といった災害弱者に対して特別な配慮が求められます。しかし、熊本地震ではそうした人たちを優先的に受け入れる福祉避難所の機能がスタッフ不足などを理由に十分に発揮されていない現状が報告されています。

福祉避難所は、自治体が災害救助法に基づき福祉施設や公共施設などを指定する。国の指針では、紙おむつや医療品などを備蓄することが望ましいとされ、手すりやスロープなどバリアフリー環境も整備されています。2014年10月現在、全国では7,647カ所が指定され、熊本市も176カ所、約1,700人分の受け入れを計画されておりました。ところが、5月22日時点で開設できたのは73カ所だけで、利用者は341人に過ぎない状況でありました。施設が損傷するなど理由はありますが、スタッフの数が追いついていないことが大きな原因であります。例えば、老人ホームが福祉避難所となった場合、職員はもともと施設を利用していた人に加え、避難者のケアにも追われ、人手不足に陥るのはどうしても避けられない問題であります。

そこで、現在本町の福祉避難所に指定されている施設数と災害時に想定される災害弱者の受け入れ計画はどのようになっているのかお伺いいたします。また、あわせてスタッフの確保など事前に協力していただける体制をつくることが重要であると考えますが、御所見をお伺いいたします。

さらに重要な視点は、本当に困っている災害弱者ほど孤立しがちで、声を上げにくいということでもあります。福祉避難所の存在自体を知らない人も多く、周知徹底は必要不可欠であり、力を入れるべきであります。また、自治体が当事者と一緒に個別の避難支援計画をつくり、いざというときどこに避難するか決めておくことが大切であると考えますが、その点をお伺いいたします。

災害時に全ての災害弱者が十分なケアを受けられるようなネットワークの構築を推進していただくことを切に願い、質問といたします。

第2点目、健康マイレージ事業についてお伺いいたします。

昨年、厚生労働省から健康寿命の都道府県ランキングが発表されました。健康寿命とは、介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる時期のことをいいます。男性は、1位、70.42歳の愛知県、2位静岡県、3位千葉県、女性の1位は73.62歳の静岡県、2位群馬県、3位愛知県でした。厚生労働省では2013年から2022年の国民の健康づくり計

面に健康寿命を延ばすとする目標を掲げています。

日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、2007年より全国に先駆けて健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換できる健康マイレージ制度を実施しています。また、政令都市の中でも最も高齢化率の高い北九州市25%ですが、2009年度に健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加したり、健康診断を受診するとポイントがたまり、景品と交換できるポイントシステムを実施し、このような取り組みは将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして全国に広がりつつあります。兵庫県豊岡市では、健康診断、健康講演会、健康事業、介護予防事業に参加したり、ウォーキングの目標達成に応じてポイントを得ることができ、ためたポイントを学校などに寄附したり、指定の施設利用券に交換できるというものです。また、テレビの特集でも取り上げていましたが、静岡県の高齢者が健康で若々しいのは足腰が丈夫であるからだと言っていました。歩く人と自転車に乗る人が非常に多く、静岡県は自転車道が至るところで整備されていました。また、静岡県は健康寿命が全国で女性が1位、男性が2位と住民の健康づくりに力が入れられており、県下35の市町で健康マイレージ事業の取り組みがされています。

岐阜県下でも先進的に取り組まれている関市にお邪魔し、お話を聞く機会がございました。特徴的な取り組みとして、まずは市民の皆さんから実行する・実行したい、健康づくりを宣言する健康宣言を募集したり、ウォーキングを始めてみようかなと思わせる手帳があったり、中でも企業対抗のウォーキングを競う企画などさまざまな取り組みがされておりました。マイレージポイント対象事業は21事業からなり、たまったポイントで応募すればすてきな商品が当たるというものです。

本町におきましても保健センターや各地区公民館でさまざまな健康講座、介護予防講座など、いろいろな形で健康維持に対する取り組みがされており、健康増進に努めていただいています。それぞれの取り組みを担当部局が違っても町全体で一本化し、健康マイレージ事業としてポイントためながら楽しく健康寿命を延ばす取り組みを行ったらいかがでしょうか。

町民一人一人の元気が町の活性化につながっていくと思います。ぜひ先進地の取り組みの研究を行っていただき、導入に向けて考えていただきたいと願うものであります。

最後に3点目、食品ロス削減に向けての取り組みについてお伺いいたします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテル、レストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によると、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い642万トンが食品ロスと推計されています。

既に先進的な自治体ではさまざまな食品ロス対策が行われています。長野県松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ「30・10運動」を進めています。また、地方自治体として初めて食品ロスの削減目標を示した京都市では、2020年までに食品ロスの発生をピーク時から半減させるとし、家庭で食品を無駄にしないために4人家族で年間6万5,000円の負担になるという市独自の試算を示し、啓発活動などを展開

しています。また、NPOの活動として消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名であります。国連は2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。

そこで、本町においても、まずは学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思いますが、御所見をお伺いいたします。

また、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みを初め、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けて取り組みを進めることが重要であると考えますが、その点はいかがでしょう。

さらに災害備蓄食品については、これまで消費期限で廃棄処分されることが多いと思われませんが、今後は未利用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限が6カ月前などにフードバンク等への寄附等を検討してはいかがでしょうか。

本町独自の取り組みがございましたら、御所見をお伺いいたします。

以上で一般質問とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの中村議員の御質問につきまして、初めに大きく1点目の福祉避難所のケア体制についてお答えをさせていただきます。

まずは福祉避難所に指定されている施設の数、想定される災害弱者の受け入れ計画、人数についての御質問でございますが、初めに当町の福祉避難所につきましては、災害時に必要に応じて開設される2次避難所として指定されておりまして、当町ではデイサービスセンターと生きがいセンターの公共施設2カ所を指定しているところでございます。

福祉避難所の対象となる方は一般の指定避難所での避難生活が難しい方や、避難行動要支援者台帳に登録されている方などが利用されると予想されます。

避難所の開設、運営につきましては、垂井町地域防災計画に基づき、職員初動マニュアルや指定避難所運営マニュアルなどに準じて実施することとなります。

収容可能人数は、デイサービスセンターが60人、生きがいセンターが20人を想定しています。

また、スタッフの確保や体制につきましては、議員御指摘のとおり、広域災害などで懸念される課題でございます。その対策の一つといたしまして、災害救援ボランティアの支援は重要でありまして、特に専門分野のボランティアの支援は福祉避難所において必要不可欠であると認識しています。

よって、国や県などと連携を図ることが大変重要であると考えているところでございます。

災害時におきましては、対象となる避難者のためにも福祉避難所の円滑な開設、運営ができるよう取り組んでまいります。

続きまして、個別の避難支援計画の進捗状況についての御質問ですが、平成25年の災害対策基本法の一部改正によりまして、高齢者や障がい者などの方々の防災施策におきまして特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に支援を要する方の名簿の作成が規定されました。その中でも、本町では平成24年度から対象者の方の同意を得る中で要支援者の個別支援計画の整備を行い、平成25年度には台帳として警察や消防署などの関係機関や地域の方などと連携を図るため情報提供をまいりました。現在1,791名の方が個別支援計画に登録されているのが現状です。

今後もしばしばというときのために、要支援者の個別支援計画の整備を継続するとともに、要支援者の方の災害時対策に努めてまいります。

続きまして、大きく2点目の健康マイレージ事業について、健康寿命を延ばす取り組みとして導入してはの御質問にお答えさせていただきます。

健康で誰もが楽しく笑顔で元気に暮らせることは、町民全ての願いです。しかし、残念ながら病気にかかったり介護を必要とされる方も多くいらっしゃるのが現実でございます。

そこで、御質問にもありました健康寿命でございますが、日常生活に制限のない健康で健常な期間をあらわすもので、平均寿命と健康寿命の差は、いわゆる不健康な状態の期間をあらわします。

平成26年度の垂井町の男性の平均寿命は80.2歳、健康寿命は66.1歳、平均寿命と健康寿命の差、不健康な状態の期間は14.1年と全国及び岐阜県の平均を少し下回っています。一方、垂井町の女性の平均寿命は87.4歳、健康寿命は67.4歳、平均寿命と健康寿命の差は20年と、全国及び岐阜県の平均を少し上回っています。

こうした結果から、女性の平均寿命が長いものの、健康寿命は男女差がないことから、女性の不健康な期間が男性より6年ほど長くなっており、これらの不健康な期間をできるだけ短くし、生き生きとした質の高い暮らしができるよう、健康寿命の延伸が求められているところでございます。

垂井町ではこうした現状を踏まえ、今年度から平成32年度までの5年間を「大人から子供へつなぐ健康なまち」を基本理念とする「第2次健康日本21たるい計画」を策定いたしました。少子高齢化、疾病構造の変化が進む中で、子供から高齢者まで全ての住民が健やかで心豊かに暮らせる元気のある町を実現するため、健康な生活習慣の推進、切れ目のない母子保健対策の充実及び健康管理と生活習慣病の予防の3つを基本目標として取り組むこととしております。

さて、健康マイレージ事業についてでございますが、議員が申されるとおり、静岡県、兵庫県などで先進的に取り組んでおられます。また、岐阜県下におきましても、岐阜市や関市において国民健康保険加入者による特定健診受診者にクオカードを抽せんで渡したり、健康づくり事業に参加し、ポイントを集めて景品が当たったりなど、健康づくりに関して独自に取り組んでおられます。

こうした中、厚生労働省保険局長から、先月26日付で個人予防・健康づくりに向けたインセ

ンティブ、目標を達成するための誘因という意味でございますが、これを提供する取り組みに係るガイドラインについての通知がございました。保険者等が表彰等により本人の健康づくりの取り組みを鼓舞する取り組みのほか、個人へのインセンティブの提供としてヘルスケアポイント、物品等と交換できるポイントですが、これらを付与する取り組みについては、健康に関心のある方が参加される、またしやすいといった傾向が強いため、健康無関心層の方々にも取り組みが広がるよう事業の普及啓発、口コミの誘発、事業者との一体となった事業展開の必要性が示されているところでございます。

今後は、現在取り組んでおります保健センターや公民館事業などを継続するとともに、若者や無関心層の健康づくりへの意識の高揚を図るため、健康マイレージ事業につきましては、引き続き他市町の事業効果を見きわめながら導入について検討してまいります。

続きまして、大きく3点目の食品ロス削減に向けての取り組みに関しまして、教育施設における給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきとの御質問がございましたので、保育園に関連いたします件について、所管いたします私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、保育園では年齢に応じた摂取カロリーに基づき、適正な量の食品を発注することにより、調理や食べ残しによる食品ロスはほんのわずかしかな発生していないのが現状でございます。

なお、食品ロスとして発生しました生ごみにつきましては、住民課と協力をいたしまして、クリーンセンターで生ごみ処理の堆肥化に取り組んでいるところでございます。

また、食べ物に関します絵本の読み聞かせや、園児みずからの手で育てました食材を園の厨房で調理し食べることにより食への感謝やもったいないという意識を芽生えさせるなど、食育についても取り組みまして、食品ロスの削減に努めているところでございます。

以上、中村議員からの3点にわたります御質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第3点目の食品ロス削減に向けての取り組みについてお答えをさせていただきます。

県教育委員会が発行しました平成27年度岐阜県の学校給食という冊子に残食料調査が発表されております。

毎年11月の1週間に全クラスを対象に調査したもので、調査方法としましては、担任教師が給食の残量について、「全部食べた」「4分の1残した」「半分残した」「4分の3残した」「全部残した」の分類により主食、牛乳、おかずに分けて調査したものでございます。その中で、主食の残量につきましては、小学校において「全部食べた」数値は西濃地方で94.4%、県平均は94.0%、中学校においては95.7%、県平均も同じく95.7%であり、ほぼ県平均と同程度となっているところでございます。

この調査に当町の数値の記載はございませんけれども、残菜率は他の団体と比較してもよい数字であると感じております。また、毎日発生する残菜につきましては、クリーンセンターに持ち込み、肥料等にリサイクルするように取り組んでいるところでございます。

さて、食品ロスにつきましては、ふだんからの食育の勧めが重要であると考えております。栄養士が毎月1学校において2回程度は訪問できるよう計画を立てて実施しております。平成27年度におきましては、143回の学校給食訪問を実施しております。

給食の限られた時間ではありますが、各クラスを訪問し、心身の健康の重要性では、食事のマナーの大切さ、偏食のある児童・生徒に対する呼びかけ、また感謝の心を持つことでは、動植物の命をいただいていること、給食をつくってくれている人がいること、給食費を支払ってくれる保護者等に対してなど、学校給食における食育の指導を進めているところでございます。さらに、PTAの依頼により食育の重要性について講話をするなど、啓発活動に取り組んでおります。

県におきましても、食育についての重要性を認識し、小学生を対象に家庭の食事マイスター事業、中学生を対象に中学生学校給食選手権事業、高校生では高校生食育リーダー育成事業の各プロジェクト事業を実施しているほか、その他スーパー食育スクール事業として、指定校を定め、食育の成果について充実を図る事業を展開しております。

さらに、来年1月には、学校給食の理解と家庭における食育の啓発を図る目的で、学校給食あゆみ展が西濃地方で開催される予定であります。

今後、県や各市町と連携を保ちながら、学校訪問や栄養講話をさらに充実させ、食育に関しての取り組みを進めることが児童・生徒におきます食品ロスに対する意識の向上につながると考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 中村議員の3つ目の食品ロス削減に向けての取り組みについて3点の御質問がございました。1点目と2点目について住民課所管でございます食品リサイクルとといった観点からお答えをさせていただきます。

最初に1点目の学校や幼稚園、保育園など教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して、食品ロスの削減のために啓発といったことでございます。

町としての取り組みでございますが、まず公共施設から発生する生ごみ処理の取り組みでございます。現在バクテリア方式で減容型による生ごみ処理機、処理能力は日50キログラムでございますが、これを3台クリーンセンターに設置をしております。これにより各保育園、西濃清風園、また学校給食の生ごみを回収し、生ごみ処理機により堆肥化をし、生ごみの減量に取り組んでおります。昨年度、生ごみの回収量は30トンでございました。

こうしてでき上がりました堆肥につきましては、イベント時や資源ごみ回収施設のエコドームで配布をしております。また、保育園、幼稚園及び小・中学校へ堆肥の利用をお願いし、給

食の残飯から堆肥へといった食品の循環で生ごみの資源化やごみの減量、また食品ロス削減といったことを教育の一環としても推進しております。

次に、2点目の町民、事業所が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みでございます。

住民に向けての取り組みでございますが、昨年度は21回の環境講座を実施しております。その中で、生ごみ減量に向けた講習会として、生ごみ処理バケツ講習会を3回、段ボールコンポスト講習会も1回実施をしております。

また、生ごみ処理容器等設置事業として、電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、段ボールコンポスト及び生ごみ処理資材について補助をしております。昨年度は27件、38万5,100円の実績でございました。

これらの取り組みを通じて、住民の方へは生ごみの堆肥化によるごみの減量や食品ロス削減への意識の高揚を図っております。

また、食品関連事業者につきましては、大手の食品製造業や食品卸売業の存在がなく、また食品小売業や外食産業も少ないといった状況にあり、食品リサイクル法関連事項である発生抑制の取り組み、また資源化などの食品リサイクルの取り組みについての意向等の把握ができていないといった状況でございますが、事業者においても事業系ごみの処理、またコスト面などいろいろ課題もあると想定をされます。

今後におきましては、情報収集や情報提供などを通じて、食品ロス削減拡大が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございますが、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、中村議員の今後は未利用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限6カ月前までにフードバンク等への寄附等を検討してはどうかというお話でございました。答弁させていただきたいと思っております。

災害時におけます生活備蓄品につきましては、防災コミュニティセンターやセミナーハウス、防災倉庫に備蓄をしており、企画調整課生活安全係において備蓄数量とか消費期限、賞味期限を管理しております。

そのうち賞味期限が参っている備蓄品につきましては、毎年更新をしているわけですが、各地区小学校に提供し授業に使っていただくとともに、各地区の自主防災組織が実施する防災訓練などの事業に、依頼に基づきまして提供し、実際体験をしていただいております。防災意識の向上につながっているというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 各課長の前向きな御答弁ありがとうございます。

再質問させていただきたいと思います。

食品ロスの削減について、新聞の記事がありましたので、ちょっと読ませていただきたいと思います。

食品ロス削減のためのポイントの一つは、子供たちのもったいない精神を呼び起こすことだ。子供がやる気になれば家庭への波及効果が期待できる。先ほど子供たちの啓発を行っていただいているという御答弁でありました。大変にありがたいと思います。

もう1カ所ですが、食品ロスに詳しい井出留美さんは、日本人は食べ物に対して新しさと安全性を求め過ぎていると思います。食べ物によってはそうこだわらなくてもいいのではと呼びかけています。家にあるものを食べ切り、お店では期限の迫っているものから買うこと、これが食品ロスを減らす一歩となりそうですという記事であります。私たち個人一人一人の意識の変革も大切であります。本町としても町民の皆さんが取り組める、町民の皆さんが関心を持つような具体的な数値目標を掲げていただくのも一つかなと思います。

もう1点が、福祉避難所のスタッフの確保についてですが、ボランティアの要請が上げられておりましたが、例えば看護師や介護福祉士などの資格を持ちながら現在はその職についていない潜在有資格者に登録をしていただくなど、協力体制を整えるべきではないかと思います。

また、難病の女性が福祉避難所に入ることができず、車中泊の末、震災関連死で亡くなるという悲しい出来事もございました。個別の避難支援計画はもとより、特に重度の障がい者の方には特定された福祉避難所をあらかじめ設置し、周知するべきであると考えますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の食品ロスに対する数値目標ということでございますけれども、これからの課題になろうかというふうには思いますけれども、現在においても先ほど言いましたように、生ごみの減量とかそういった数値等があるわけでございますので、そういったものを関連する中でやはり食品ロスにも取り組んでいける状況はあるというふうに思います。

食品ロスのより具体的な数字を上げることも一つの方法かと思いますが、現在やはり意識づけを一生懸命やっておるというような状況の中で、こういったものも一つの今ある数値もしっかりと利用するというのも大事かというふうに思います。

2点目の特定の福祉避難ということでございます。

やはり今回の熊本でも入れないという方が、今お話があったように、苦しんでおられるというような状況の中で悲惨な状況になったということでございますけれども、現在町においてはやはり福祉避難所として2カ所を指定しておるわけでございますけれども、今後こういった運用をもう一回今見直しをかけているところでございますし、特定避難者というか、そういった方がどれくらい見えるかということもしっかりと把握する必要があると思います。そういった

中で議員おっしゃいました潜在有資格者等の発掘といたしますか、より多くの方々にかかわっていただくための体制づくりということも必要になってまいると思いますので、まだまだやはり今回の福島、そして熊本の地震を受けて見直すべき事項は結構出てきておると思いますので、今後しっかりまた見直しをかけて対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を求めます。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 午後の気だるい時間になりましたけど、皆さん、お疲れさまです。

通告に従いまして3点質問させていただきます。

最初に、半兵衛の里のこれからについてお尋ねをします。

アンテナショップ半兵衛の里は、現在、客が減り、売上げが減り、収益が減り、なかなか経営の悪化とともに、会員、特に生産者は今後の展開と存続について大変不安に感じています。私もその会員の1人で、半兵衛の里に商品を納入させていただいておりますけれども、一言で言えば、大変かわいそうな状況にあります。

そこで、質問を何点かさせていただきます。

1つは、半兵衛の里の開設当初の目的は何だったのかということでありまして。それから開設の経緯はどのようであったか。10年を経た現在、それは達成されたのか。今後の役割は何か。その運営について、町が今までより深く関与するようなことがあるのか。補助金や委託料の拠出は今後も続けられるか。その額の増減についてはどうか。経営主体となる生産者、納入業者等、会員に望むことや提言はあるか。施設の閉鎖や廃止は念頭にあるかどうか。これらの点について御答弁をお願いします。

次に第2点目、原発断固全廃すべしについてお尋ねをします。

住民の幸福と安全な生活を脅かす原発の全面廃止を国や電力会社に要望すべきと考えるが、町のほうはどのように考えているかをお尋ねします。

垂井町の場合、私を感じますところでは、おおむね原発に対しては容認という姿勢に見えます。垂井町の国民保護計画によりますと、原発が爆発して放射性物質が広がった場合には、住民に安定ヨウ素剤を配付し云々と書かれているのみであります。要するに、いざというときは薬を飲んで逃げ回ると、こういう対策が打たれているのみであります。普通に考えれば、そういう危ないものはもとから絶つのが常道と考えます。

垂井町においては、私がこの問題を時々取り上げるたびに、議会の内部でも何かどんよりと

した雰囲気の流れまして、中には、町村レベルでこの問題を議論するのはそぐわないというような考えの議員さんもやっぱりおられるようでありますけれども、私は、これが町村であれ、町内会であれ、家庭であれ、要らんものは要らんとはっきりと言っておくべきだなあと感じておるところであります。

岐阜県議会において2012年5月に、当時の大飯原発の再稼働に絡んで、現状では認めない由の意見書を県議会全会一致で可決しておりますけれども、当時、この垂井町の議会にも、同じような原発の再稼働について慎重であれというような意見書が上程されたことがありましたけれども、その際は、私を除く全会一致で否決をしております。この点について、町長の本音はどうかを、ここでお尋ねしておきます。

最後に、次世代自動車、特に電気自動車普及促進のため、自動車用充電器を設置すべきではないかというお尋ねをいたします。

先ほど同僚議員の質問の中に、AI時代が来るよという質問がございましたけれども、石川県の珠洲市では、巡回バスの運転を自動運転に切りかえて無人化する、これは、実際に客を乗せてもうするそうでありますけれども、実証実験を来年度にも始めると発表しております。世界の先進メーカー各社は、2020年までの実用化を目指して自動運転可能な車の開発にしのぎを削っています。燃費競争と環境対策にとらわれ過ぎてきた我が国内メーカーは、むしろ出おくれた感が否めません。自動車産業が今後も日本の基幹産業であり続けるために、国を挙げた普及促進が望まれております。地方自治体も自動車の充電インフラ整備に力を入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

海津市役所に設置されております充電設備、充電器ですけれども、これを私は利用することがありますけれども、御千代保稲荷へ参拝の折など、海津市役所まで足を延ばして充電器に車をつないで市役所の前のレストランで食事をするというようなことになるわけですけれども、他所から訪れる観光客なりが安心して訪れることができるように、垂井町でも公共施設などにこの充電設備を整えてはどうかと思います。

最後に、幸せの国と言われるブータンの取り組みについて、ちょっと御紹介をしたいと思います。

ブータン王国では2020年を目途に、EV先進国になるための取り組みをしています。ブータンでは、電力は100%クリーンエネルギーで供給されております。主に水力発電による電力であります。その電力の自国内での消費はわずか5%程度で、余剰の95%の電力をお隣のインドへ輸出して利益を得ておりますけれども、その利益のほとんどを、逆にインドから高額なガソリン燃料を輸入するのに費やしている状況です。過去にはそういう状況でした。

2011年政府は、環境の悪化を食いとめるため、化石燃料の輸入を一切禁止しました。国を挙げてガソリン車の廃止と電気自動車の導入に踏み切ったわけであります。これには日本国内の日産、三菱といったEVメーカーが全面協力し、ブータン政府は将来、自国内の全ての車をEV化すると発表しております。当面、EV車を増車して、首相専用車、警察車両、タクシーな

ど、次々にEV化していく予定だそうであります。公用車に使っていくということでありますけれども、同僚議員の質問の中に公用車についての質問がありましたけれども、軽トラも商用車も国内で発売されておりますので、垂井町でも導入を計画されたらどうかと思います。通告にありませんので、この点は御答弁は要りません。

以上で、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 安田議員から3問御質問がありましたうちの、原発断固全廃すべしという部分について、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

この平成23年3月11日に発生しました東日本大震災、特に津波で被災した地域は状況が一変し、福島第一原子力発電所のメルトダウン事故による放射性物質の放出というものが、多くの周辺住民の避難が余儀なくされておりました、影響は現在も及んでおるところでございます。

現在、家庭のほとんどの家電製品が電気で動いており、生活に非常に利便性をもたらしておるところでございます。電気による街路灯や屋外広告物がまさに安全や華やかさをもたらし、車も電気で動くなど、電気はまさに産業の血液であると言われるように、日本社会になくはならないものとなっております。これまでその電気供給の一端を担ってきたのが原子力発電であり、安定して大量の電力が供給できるなどのメリットがある半面、今回の東日本大震災のように、一旦事故が発生すると多大な被害を与え、処分の難しい核廃棄物を排出するなどのデメリットもあるということでございます。また、現在、電力の多くを供給している火力発電においても、燃料調整により発電量を容易に調整できるなどのメリットがある半面、大気汚染や地球温暖化などの原因となる物質の排出といったデメリットもあるところでございます。どんな技術にもメリットとデメリットがあり、日本の社会が電気に依存している以上、安全で安定的に電力供給を考えるのは、やはり国の責任ではないかというふうに考えております。

福島の事故のときに議論されておりました新しい原発はつくりたくない、できるだけ早期に原発をゼロにするという方向性を議論されておりましたという考え方につきましては、安全で、なおかつ安定的に電力が供給できるのであれば、これはやはり一つの立派な考え方であり、こういった方向に向かっていくのが一つの方向ではないかなと思うところでもございます。

議員の通告書の中には、今発言はございませんでしたが、通告書の中には、電力は欲しいが核のごみは要らないというのは身勝手ではないかと。だから、ごみを要らないなら原発をノーと言うべきだという趣旨の通告がございました。こういった考え方につきましては、まさに安全保障にかかわって沖縄県民と国の関係が非常に拮抗しておるような状況にも見えるように、個人の思いと国の施策の中ではなかなかみ合わない議論ではないかなというふうに思います。しかし、国の今回の使用済み核燃料の最終処分場の説明に関して自治体が参加せいということにつきましては、その立地を各自治体の判断に任せるような姿勢というのが感じられるところ

でございます、こういったものはやはり非常に理不尽ではないかなあというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、今後やはり電力の需要と供給のバランスがうまく調整されまして、長期的に安全・安定的に電力が供給できる国のエネルギー政策というものをしっかりとつくっていただきたいと、そのことに対して我々は意見を述べていくということが必要であるというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 私のほうからは、安田議員からの1番目の御質問、半兵衛の里のこれらについて御答弁をさせていただきます。

半兵衛の里は、垂井町が設置する農林畜産物直販アンテナショップで、その経営を町内の生産者らで組織するアンテナショップ「半兵衛の里」経営協議会に委ねているものでございます。開設の経緯及びその目的についてでございますが、農林畜産物の良質で安定した生産供給基盤の確立を促進し、地産地消の推進を通して、秩序ある健全な直売所経営を目指し、地域社会の活性化を図るというものでございます。当施設の名称も、戦国の軍師、竹中半兵衛の陣屋跡近くに設置されていることから、「半兵衛の里」とネーミングされているところでございます。

次に、その目的の達成度合い及び今後の役割についてのお尋ねでございますが、現在は、毎週水曜日、木曜日、土曜日、日曜日の午前9時から12時まで営業されており、会員数は70名ほどで、地元でとれた新鮮野菜や切り花、加工品などの販売のほか、お彼岸セールやお盆セール、年末セールなどの季節を生かしたイベントも開催されているところでございます。

平成17年にテント張りの店舗で開設されて以来、施設の充実や営業時間の延長、営業日数の増加、店長・副店長制度の導入を図る中で、商品数や販売金額の増加に努め、販売金額も平成23年度には開設当時の2倍を上回る額でございましたが、議員御指摘のとおり、現在ではその金額はピーク時の約8割弱でございます、健全な直売所経営というには疑問を感じているところでございます。しかし、会員である地元農家の御尽力により、農産物の販売だけでなく、学校給食の食材としての供給をするなど、地産地消の推進や農村の活性化、地域農業の維持などの活動を担い、その成果を上げていると思われまます。また、生産者同士の交流や生産者と来場者の交流という面でも効果は高いと考えております。

今後につきましては、当初の目的に加え、新規就農者の販売の場となることや、農産物の生産・販売を通して高齢者、生産者の生きがい、コミュニケーションの場となることも期待しているところでございます。

次に、運営に関する町の関与、補助金、委託料の拠出、今後の補助金などの増減についてでございますが、協議会の運営に関する町の関与につきましては、現在も役員会に産業課職員が参加して運用の方法を一緒に検討したり、一部の事務や会計にかかわる業務も行っているところでございます。今後も安定した経営や地域の活性化につながる運営となるよう深くかかわ

てまいりたいと考えております。また、補助金、委託料の拠出については、協議会の自立を促しつつ、必要となるものや効果が期待できるものについては助成してまいりたいと考えております。

次に、経営主体となる会員に望むことや提言、議員御心配されております廃止や閉鎖についてでございますが、農林畜産業に営む者が今後高齢化をする中で、地産地消の推進や農村の活性化、地域農業の維持などのための活動は、これまで以上に重要となってまいります。一方で、直売所として存続していくためには、一定の来客数、売上高を伸ばし、健全な直売所経営を行う必要がございます。そのためには、今最も重要なことは、安定した商品の品ぞろえであると協議会の中でも議論されているところでございます。仕入れ商品のあり方や会員数の増強に向けて、協議会一丸となって努められているところでございます。

今後は、さらに生産者同士の交流、情報交換を通して、一人一人が経営者としての責任感と意欲を持ち、喜びを感じながら経営に携わっていただくことを期待するものでございます。したがって、議員御心配されております半兵衛の里の廃止や閉鎖は念頭にはございません。半兵衛の里がより一層発展し、早い時期に自立を願うものでございます。

以上、半兵衛の里のこれからのことについての答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 安田議員の次世代自動車普及促進のため、自動車用の充電器を設置すべきではないかについて、提言の中に庁舎に関してのことに触れられておりますので、総務課のほうからお答えしたいと存じます。

資源や環境への関心が高まりつつある中で、環境に配慮いたしました低炭素・循環型社会に転換しようとする流れにつきましては、自然エネルギー活用の流れは今後ますます大きくなっていくと考えられておりました。議員御案内の次世代自動車の普及促進は、大気汚染対策、地球温暖化対策の重要な取り組みの一つであると認識いたしております。ただ、次世代自動車が環境対策として意味を持つためには、これに対応する規模の普及や、そしてまた数千台規模の普及が必要であるとも言われておりました。こうした規模で次世代の自動車に置きかえていくためには、まず第一に消費者に受け入れられる自動車の商品性を高めていくとともに、自動車として普通に使える使い勝手が確保されることも大変重要となってまいります。

御提言にありますとおり、その普及促進のための充電器の設置など、インフラの整備につきましては大変重要な取り組みの一つであると認識をいたしております。今後、検討いたします新庁舎の機能の中にも充電器を設置すべきではないかという御提言もいただいておりますが、環境負荷低減に配慮した循環型社会への対応の視点からも、しっかり検討してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 半兵衛の里の今後について、今後も十分応援していくんだという御答弁だったと思います。本当にありがたいと思います。特に、農業への新規参入者に対する配慮があったということは特筆すべきだと思います。我々、特にやがて定年を迎える年代にとりまして、ある意味農業というのもちょっと憧れでもあったりしまして、家庭菜園のもうちょっと規模の大きいぐらいのを取り組んでみたいなという人はよく聞きます。その人たちは、作物を自分で食べ切れないものを提供できる場があれば安心だというようなお話も聞いておりますので、今後もしっかりと応援していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それから原発ですけれども、原発の問題はエネルギーの問題、特に電力の問題にしてしまうと話がもうややこしくなるんですけれども、原発はそうでもなくても命の問題といたしますか、やっぱり安全の問題だと思うんですよね。最優先で取り組むべきだと思いますが、町長、もし御所見があれば、もう一度御登壇いただきたいと思います。

あと、EV車の普及ですけれど、その普及の規模のお話が課長のほうからございましたけれども、それにちょっと補足しますと、例えばPHVとか、その前のハイブリッド車、ハイブリッド車に関しては、もう世界で1,000万台を超える車両が販売されておりますけれども、EV車につきましては、やっと10万台が見えてきたと。7万台、8万台ぐらいは販売はいつていると思います。ですから、もう十分実用の範囲に入っていますし、実際に使ってみて困ることは何もないと思うんですけれども、やっぱり消費者の不安といたしますか、充電するのをどこでするんや、どれだけ走るんや、大丈夫か、途中で電池が切れへんかとか、そういうことに応えていくには、やっぱりインフラをどんどん整備していかないとなあという質問でございます。

以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 安田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、半兵衛の里と自動車については特にということで、原発についてということになると思いますけれども、原発を電気と切り離して安全の部分で語れということでございますけれども、やはり原発が導入された経緯というものが、産業の安定的ということで取り組まれておるわけでございますので、なかなかこれを切り離すのは非常に難しい状況かというふうに思います。また一方で、福島事故が、やはり津波等による電源喪失というようなことが起こっておるわけで、それに対する対応というのが今一生懸命とられておるような状況であります。また、原子力規制委員会、そういったもろもろの委員会等の規制等もかなりかかっているような状況の中で、その内容まで私も詳しく理解しておるところではございませんけれども、そういった国の方針、あるいは施策等も見ながら進めていく必要があるのではないかとこのように思います。もちろん使う以上、安全で安心でなければならぬということは大前提であると思いますので、これらをしっかりと認識した上で使っていく。先ほども申しましたように、あらゆるやはり技術にはメ

リット・デメリットがあるわけでございますので、そのデメリットをいかに減らしていくかということによって我々の生活の安定につなげていくということになれば、やはりその今の安全だけでこの原子力の問題を語るのは、やはり一つの側面だけになってしまうのではないかなという気がしますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 通告によります質問をさせていただきます。

きめ細かな行政施策の展開の一環から、2点によります質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますけれども、幼稚園教育の実施を満3歳児からとすることについてという題でございます。

平成25年度から幼稚園・保育園を一元化して子育て支援の充実を図られていますが、その中でも満5歳児において、幼稚園部と保育園部を合同運営して、保護者の就労状況に応じた選択が可能になるなど、子供目線においても評価されるものであると認識をいたしております。しかしながら、学校教育法に定めてあります幼稚園の部ですけれども、満3歳からその受け入れが可能でございまして、垂井町といたしましては、満5歳児の実績の積み重ね、ここ二、三年あるわけでございますけれども、それら有意義な検証把握がなされているにもかかわらず、いまだに4歳あるいは3歳と拡大されていくのかどうなのかという具体策の取り組みが見えてきておりません。

そこで、所管としてどのような問題・課題を抱えておられるのか、またそれらの解決のめどは立つのでしょうか、お尋ねをしてみたいと思います。

それから第2点目でございます。

経済的に厳しい家庭の乳児・幼児、小・中学生の実態把握についてでございます。

経済的に厳しい状況の家庭の子供たちは、衣食住や家庭内教育、持ち物、塾・習い事などにおいて相当な格差があり、そのことが、いじめや勉強放棄、孤独などにつながり、大事な人間形成時期に大きな影響を与えていると言われております。その割合は、全国的の統計で16%余りの子供たちが声も出せずにあえいでいます。垂井町でもその実態を把握し、温かい手を差し伸べることにつながる具体的施策を講じるためにも、次のことについてお尋ねをしてみたいと思います。4点あります。

経済的に厳しい家庭の乳幼児、小・中学生は、どのような状況下に置かれているのかの認識と、実態把握の必要性についての御認識をお伺いしていきたいと思います。

さらに、継続的な実態把握、1回調査したから、あとはいいんだということではなしに、継続的にどのような方法が考えられるかという点。

3つ目に、年齢により健康福祉課と学校教育課とで担当所管を異にいたしますが、有効な連携がとれる体制はいかにあるべきかということもお尋ねをしたいと思います。

さらに、支援の方策はどのようなことが考えられるのかというようなこともお伺いしてまい

りたいと思います。

まず第一歩には、こういった実態、状態があるんだという認識の把握・共有化、こういったことが必要になってくる、そこからいろんな施策、政策が出てくるのではないかなというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 若山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の幼児教育の実施を満3歳児からすることについてでございますが、保育園における保育の内容につきましては、保育所保育指針によって定められておりますし、また幼稚園における教育の内容につきましては、幼稚園教育要領に定められております。この2つの内容は整合性がとれており、幼稚園教育を満3歳から実施することについて、現場で子供を指導する保育士については混乱なくできるものと考えております。しかし、受け入れに際しましては、施設面の整備等の課題もあり、今後、関係課とも十分に連携を図りながら取り組んでまいりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

次に、第2点目の経済的に厳しい家庭の乳児・幼児、小・中学生の実態把握についての中の4点目の支援の方策についてでございますが、小・中学校におきましては、現在行っている支援につきまして、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行う要保護・準要保護制度がございます。これは、学校を通じて準要保護認定の申請書を提出していただき、校長、民生委員の意見や収入状況などを確認して判定した結果、適当と認めるものに、学校給食費、学用品費、修学旅行などの校外活動に係る費用を町が援助する形で対応をとっております。今後ともこの制度の活用につきまして十分周知を図ってまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 若山議員からの御質問につきまして、私のほうからもお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の幼稚園教育の実施を満3歳児からすることについてでございます。

現在、当町の保育園・こども園の保育園部では、保護者の就労などにより、ゼロ歳から就学前の保育を必要とする乳幼児を受け入れの対象としており、幼稚園とこども園の幼稚園部は、5歳児のみを受け入れの対象としております。議員から御提案がありました満3歳児からの幼稚園教育の実施につきましては、利用ニーズが高いと思われまので、早期の対応が必要であると考えているところでございます。しかしながら、現在の幼稚園舎は5歳児のみを対象としてつくられており、教室数の不足や、低年齢の園児が使用するための設備が十分でないなどの課題があることは御承知のことと存じます。

当町ではこのような状況を改善するために、幼稚園と保育園を一体化する幼保一元化を進め、

幼稚園児としての3歳児受け入れができるように計画し、取り組んでいるところでございます。保護者の就労状況にとらわれず、同じ年齢の園児は同じ環境で生活でき、就学前の教育と保育を一体と捉え、一貫性のある教育と保育を提供できる施設整備を進めているところでございますので、幼稚園教育の満3歳児からの受け入れを早期に実現できますよう、さらなる幼保一元化の推進を図りまして、全ての子供の健やかな育ちの実現に向けてより一層取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の経済的に厳しい家庭の乳児・幼児、小・中学生の実態把握について、4つほど御質問がございましたので、まとめてお答えをさせていただきます。

経済的に厳しい家庭や子供、いわゆる子供の貧困につきましては、生活保護世帯や要保護世帯、準要保護児童・生徒の増加、非正規雇用労働者の増加、またひとり親世帯の増加等により、さらに増加傾向にあると考えられます。また、貧困を原因とする学力不振、生活環境の乱れも指摘されているところです。

このような中、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、各都道府県は貧困対策計画をまとめる努力義務が課せられるなど、地方公共団体にはさまざまな施策を講ずることが求められてきています。経済的に厳しい家庭の乳児・幼児、小・中学生の実態把握につきましては、貧困対策に対しての施策を実施していく上では必要性を感じております。現在、具体的に貧困対策を必要とする世帯などの数について把握はしておりませんが、民生委員、児童委員さんによる地域での見守りや保育料などの納付相談等により、継続して経済的に困窮している世帯の実態把握に努めてまいります。しかしながら、アンケート等によります実態調査につきましては、貧困と判断すべき基準や調査データの有効な活用方法が示されていない状況によりまして、現在、県内でも全ての団体で実施されていないのが現状で、今後は県や他市町の状況を注視し、対応を検討してまいります。

子供の貧困に対する支援には、学習や奨学金等の教育の支援、保護者の生活や子供の居場所づくり等の生活の支援、保護者に対する就労の支援などが考えられ、庁内においては複数の課がかかわることが想定されます。来庁者が複数の窓口を経由することがないように、既に健康福祉課と学校教育課と連携をし、窓口のワンストップ化の対応を図ってきております。今後、さらに担当所管の横断的な対応ができるよう努めてまいります。

子供の将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子供に視点を置き、切れ目のない施策の実施を検討してまいります。

以上、若山議員からの御質問についてお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきますけれども、幼稚園の3歳児からの関係でございますけれども、ちょっと私、認識が間違っていたのかなという感じなんですけれども、3歳児から幼稚園部・保育園部とやる場合において、教室がたちまちに足らなくなるというのは想定外でございました。私としては、就労証明書、これが要るか要らないか、これは文科省と厚生労働省の所管の違いでもって、保育に欠ける方、あるいは早くから社会性を身につけさせるために親としては何とか集団生活をさせたいというような、そういうニーズの延長線上で物を言うておるんですけれども、そこら辺、早期に対応していただくという結論的な話でございますのでいいんでございますけれども、何とか一日も早くお願いをいたしたいと思います。

そこら辺、教室等施設整備をしなければならないというのはどういうことなのか、もう一度詳しく御答弁いただけたらなあというふうに思います。

それと、経済的に厳しい家庭の児童・生徒、乳幼児の関係でございますけれども、教育委員会サイドにおいては就学援助制度、これを縦横無尽に採用されているということは存じておりますけれども、私、もう一つ重要なのは、そういった物質的面ではなしに、親さんといいますか保護者の方、家庭内教育や何かが、どうしてもエンゲル係数が高くなってきます家庭ですと、そういった方面にも力を入れづらくなるとか、それと他の同年代の子供たちと比較して、私は何々はできないとか、何々に行かせてもらえないとか、そういったトータルメンタル的な部分、したがって、行政側として能動的な対応、こういったことも物質的のみならず必要になってくるのではないかなあというふうに思っております。あわせてそういった方向も、今後ぜひ、町長がいつも申されておりますスピード感を持って、今まさにそういった子供たちがいるという認識のもとに、危機感を持って対応してもらいたいなというふうに思っております。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの若山議員からの再質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

御質問のほうは、3歳児を受け入れることによって施設の不足がちょっと想定外であったということであったと思いますけれども、もともとの施設といいますのは、保育園と5歳児以上の幼稚園ということでございますので、そこに3歳児全てが入るとことはやはり想定していなかったというのはありますけれども、ただ、今少子化ということで、かなり入ってくる余裕はあるかと思っておりますけれども、まだそこまでの全員が入れるという検証はしておりません。それで、もしここで早まって可能としましてしまいますと、今度待機児童が出てしまうということが出ては逆行してしまいますので、そこを十分検証して3歳児受け入れというふうに考えていきたいなと思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいというのが私どもの考えでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 若山議員の再質問にお答えをいたします。

第2点目の経済的に厳しい家庭の実態把握に関して、親の家庭内での教育、同年代とのその教育に対する比較など、メンタル面での対応というふうにお聞きしました。こういったことに関しまして、町ではスクールアドバイザーを配置し、それぞれそういった家庭環境なり、そういった相談等に十分に対応しながら、その子供一人一人がそういった弱い立場にならないように十分対応してまいりたいと思います。スクールアドバイザーも、幼稚園、小学校、中学校について、それぞれ相談を十分に行っておりますので、そういったことで対応してまいりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 私のほうから少し補足的に思いを述べさせていただきたいと思います。

まず、施設の面でありますけれども、垂井町の場合は、やはり5歳児を幼稚園という形で施設をつくり、それ以下を保育園という形でやってまいりまして、それを3歳児まで引き下げたときに、そのどちらが、今、幼稚園部と保育園部と、言葉はあれですけれども分けておるような状況で、これがどこかへ固まった場合に、幼稚園で全て受け入れられるかどうかという状況ができるかどうかということが、その施設の面での心配ということにつながってくるという判断だというふうに思っております。

それからメンタル面ということでございましたけれども、実質はやはりメンタル面というよりも、そういった本当に貧困で困っている家庭をいかに救い上げるかというか、かかわりを持つかということにつながってくるんだと思います。そういった中でさまざまな対応ができるわけでありまして、やはり最初の取っかかりというのは、そういった認証するというか、そういったかかわりを持つということにつながってくるものだと思います。そこから物質的なものであったり精神的なものであったりといった支援が出てくるものだというふうに思いますので、そこら辺をこれから一生懸命やっていくというような形になると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、大きく次の2点について質問させていただきます。

1つ目はマイナンバー制度について、2つ目としまして、住宅開発に伴う安全対策についてです。

質問に先立ち、さきに同僚議員も申されましたが、先般の熊本地震、九州地方での被災に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。今でも余震が続く中で不安な日々を送られている中、

一刻も早い復旧をなされることを望みます。

平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立いたしました。政府公報のホームページでは、マイナンバー制度の目的の1つとして、1つ目、国民の利便性を高め、2つ目、行政を効率化し、3つ目、公平かつ公正な社会の実現とあります。

昨年、平成27年10月から個人番号通知が行われ、ことし平成28年1月から運用が始まり、社会保障、税、災害対策などの行政手続でマイナンバーが必要になります。また、申請者にはマイナンバーカードが交付され、それを持っていればマイナンバーカード1枚で手続が済み、また持っていない場合は、12桁の通知番号のほかに本人確認用の運転免許証などが必要になるということは皆さん御承知かと思われます。私もことし1月に入りましてスマートフォンでマイナンバーカードの申請の手続をしましたが、やっとこの5月になりまして、顔写真付きのマイナンバーカードを手に入れたところでございます。

さて、マイナンバーカード発行に当たり、地方公共団体情報システム機構、J-LISといいますが、システムのトラブルによりカード発行が大変おくれたと聞いております。1つ目の質問としまして、垂井町はどのような影響を受けたのかを含め、マイナンバー制度導入に向けた問題点及び進捗状況、また今後のスケジュールをお伺いいたします。

次に、政府公報では、来年、平成29年1月からは、個人番号によって個人情報を照合する情報提供ネットワークシステムの運用が開始されるようになっており、さらに自分のパソコンなどで自分の個人情報を確認できるマイナポータルといった聞きなれない用語ですが、順次運用される予定とあります。「マイナンバーが始まると暮らしがこんなに便利になる！」と次のような内容が出ております。本当に困っている方に必要な給付、適切な支援、敏速な対応、年金・医療・介護・福祉などの行政手続の簡素化、図書館カードや印鑑登録証、健康保険証など、さまざまな行政サービスがカード1枚あれば受けられるようになる。コンビニなどで住民票など証明書の取得が可能になる。また、マイナポータルですが、パソコンやスマートフォンなどからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報などを受け取ることができる。将来的には引っ越しなど、電気・ガス・水道などの住所変更がパソコンでまとめて行えると広報には出ております。

マイナンバーカードを持っていれば何でもできる夢のようなシステムの構築ですが、制度の運用が本格化していく中で、2つ目としまして、垂井町はどのような対応を行っているのか。また、3つ目としまして、町独自の活用についてあればお伺いします。それと、4つ目ですが、マイナンバーに便乗した詐欺への対応、町民への皆様に対するマイナンバー制度の周知をどのように推し進められるのか、お伺いいたします。

次に、情報セキュリティ強化対策についてですが、日本年金機構の個人情報流出事件で直接的な原因となったのは、職員のコンピューターウイルスに対する危機意識の欠如であったというふうに報道されておりました。今回、マイナンバー制度構築に当たり、情報セキュリティ

一対策事業に4,500万円の平成27年度からの繰越明許がなされております。

5つ目としまして、セキュリティー対策の構築についてお伺いいたします。

以上、マイナンバー制度について5点をお伺いいたします。

次に、大きく2点目として、住宅開発に伴う安全対策についてお伺いいたします。

従前は開発業者が開発するに当たり、町がその指導要件として、舗装道路、側溝などの寄附及びごみ集積所の設置を許可要件として指導確認されておりますが、入居者の購入後の安全対策として、交差点におけるカーブミラー及び街灯の設置を許可要件として指導されることが肝要と考えますが、町長の所見をお伺いします。

次に、自治会から安全・安心のまちづくりに関し、カーブミラーの設置や街灯の設置要望が多く出されております。従前の答弁は、自治会要望が出てきて予算の範囲内で優先順位をつけて順次設置する旨の回答にとどまっておりますが、例えば東地区における開発業者による住宅増に対して、住宅購入後に入居者から自治会を通しカーブミラーや街灯の設置要望が多くあるものの、その対応が十分とはいえない実情にあります。また、他地区においても同様のことを聞いております。

今年度の新設設置数量及び予算は適切かどうか。それと、町として住民生活の安全に密接に結びつくカーブミラーや街灯の要望に対してどうお考えかをお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 広瀬議員の1つ目のマイナンバー制度について5点の質問がございました。住民課が所管いたします1点目から4点目までお答えをさせていただきます。

最初に、1点目の垂井町の受けた影響、制度導入に向けた問題点、進捗状況及び今後のスケジュールについてでございます。

地方公共団体情報システム機構から平成28年1月15日に、役場に25枚のマイナンバーカードが到着し、以後、毎日のように到着し、多い日で80枚ほどのカードが到着しております。また、該当者に通知をし、2月5日から交付をしております。5月31日現在では、マイナンバーカードの交付申請数は2,081枚でございます。そのうち1,898枚が到着しており、1,194枚を交付しております。

マイナンバーカードの交付までには、カード表面や交付通知書の印刷のにじみ汚れ、また破損印刷ミスの確認や転出・死亡の確認、また正常に読み書き可能かをシステムで確認する交付前設定の実施と交付通知書を発送するまでの業務過程があり、加えてシステムによる交付前設定が一気に集中し、カード管理システムの障害も発生し、停止をしてしまうトラブルもたびたび起こっております。また、券面記載内容には問題ないものの、その内容が全くカード内に収納されていないものもあり、その対応などにも時間を要しております。交付時におきましても、2月下旬に交付が集中した結果、システムの障害が発生し、交付できないといった状況もござ

いました。この場合は再来庁を依頼し、稼働可能になった時間に交付作業を行い、特定郵便で発送する対応をしております。

このようなことから、地方公共団体情報システム機構では4台の中継サーバーの改修を行い、現在はシステム障害を起こすことなく交付業務ができております。しかし、現在でも交付、転入・転出に関する情報更新が過度になると、若干システムの動きが遅くなることもあり、カードの交付に係る業務全般には注意が必要となっております。

今後のスケジュールでございますが、カードの交付については、地方公共団体情報システム機構からカードが到着後、随時規定の処理を行い、交付通知書を送付し、窓口でのカード交付をしております。

また、番号法については、平成29年1月から国の行政機関との間における個人番号を利用した情報連携、同年7月からは、全国の地方公共団体間において、同じく情報連絡が開始されることとなります。

次に、2点目の垂井町はどのような対応を行っているのか、また3点目の独自の活用についてでございますが、垂井町の対応や独自の活用は、コンビニエンスストアでの住民票等の諸証明発行が想定されますが、これは垂井町だけでなく、全国的なカード交付枚数や需要、またコンビニ交付用機器や連携機器構築費、地方公共団体システム機構への負担金などを考慮しながら進める必要がございます。

次に、4点目のマイナンバーに便乗した詐欺への対応、情報の漏えいの心配を含めた住民への周知についてでございます。

社会保障・税番号制度が施行された昨年10月からことしの4月にかけて、制度の概要、通知カードを受け取ったらどうするのか、マイナンバーカードの交付申請についてという内容で、出前講座を要請により11回開催しております。その中で、制度に便乗した詐欺内容や、行政から電話で番号を教えてほしいということは絶対にないということ、もし不審だと感じたら、どう行動したらよいかという点にも触れております。

今後も引き続き出前講座、また広報やホームページでも便乗詐欺についての注意点を掲載し、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

答弁は以上でございますが、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 広瀬議員の5点目になりますマイナンバー制度におけます情報セキュリティ対策の構築につきましてお答えをしたいと思います。

冒頭、情報セキュリティ事情につきまして少し触れたいと思いますが、昨今、サイバー攻撃が急速に複雑化・巧妙化する中で、情報セキュリティの強化は喫緊の課題でございます。

1市町村の情報漏えい事故がマイナンバー制度全体に与える社会的影響は甚大でございます、マイナンバー制度そのものの信頼を大きく失墜することとなります。これらの事態に鑑み、国

が求めております情報セキュリティの水準でございますが、新たな情報セキュリティ対策の抜本的な強化対策を全国の市町村による情報連携が始まる日までに必ず実施をいたし、必要なセキュリティ水準の確保に努めるよう要請がなされたところでございます。これを受けまして、垂井町におきましても、冒頭、議員からも少し触れていただいておりますが、繰越明許によります28年度事業といたしまして、全庁内におけます情報ネットワークセキュリティの抜本的強化に備え、既存の情報ネットワークを再構築いたし、万全の情報漏えい対策を実施することといたしております。

そこで、対策の具体的な内容でございますが、1つには個人番号利用事務系端末が稼働いたしますネットワークは、原則といたしまして他のネットワークとの通信を分離いたしまして、あわせて各端末の情報の持ち出し不可設定を施し、個人情報の流出を防止いたしてまいりたいと思っております。また、利用事務系端末の利用につきましては、ID及びパスワード入力に加えまして、指紋認証や、あるいは顔認証という生体認証をあわせて導入をいたし、端末利用権限を厳密に管理・制限したいと、そのように考えております。

加えまして、国及び市町村からのメールにつきましても、職員が一般事務で利用いたしますパソコンにつきましても、現在、LGWAN、いわゆる総合行政ネットワークといわれるものでございますが、行政専用のネットワークにつながる環境上で仕事をいたしております。したがって、このLGWANは、個人番号を利用した情報連携においても利用いたす情報ネットワークでございまして、非常に高いセキュリティレベルの確保が必須であることから、メール等の受信に当たりましては、メールの本文、あるいは添付文書等、完全に無害化処理した上で通信を許可する機能を実装させるべく強化を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上のことから、これらの強化対策によりまして、庁内情報ネットワークのさらなる高いセキュリティ水準が実現され、来る29年7月からいよいよ始まります全国の市町村間の個人情報連携に備える計画でございますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 広瀬議員の2点目の質問で、住宅開発に伴う安全対策についての中で、開発に伴う交通安全対策として、カーブミラーや街灯の設置を開発許可要件に入れられないかにつきまして答弁をさせていただきます。

開発行為につきましては、都市計画法に基づき県知事の許可を受けなければなりません。対象となる事業は、市街化区域におきましては面積1,000平米以上、市街化調整区域につきましては、その全てが対象であります。開発許可申請は、町を經由し県知事へ進達をいたしますので、開発事業者は、事前に各種法令等の基準に合致しているかどうか、公共施設の配置が適正かどうか等の協議を県及び町と行うこととなります。

議員御質問のカーブミラーや街灯の設置を開発許可要件に入れられないかということでございますが、許可権者は県知事であります。また、許可に係ります技術的基準は、岐阜県宅地開発指導要領に定めておりますので、新たに許可要件に入れることは、県の要領改正が必要であり、現状では困難な状況でございます。しかしながら当町では、開発面積3,000平米以上の開発事業につきましては、垂井町宅地開発指導要綱に基づきまして、開発事業者に対し指導を行っております。よって、カーブミラーや街灯の設置につきましても、当要綱の基準に基づきまして、交通安全や防犯上必要と思われる箇所に設置するよう指導をしております。

また、開発面積が3,000平米を下回る開発事業につきましても、当要綱に準じて開発事業者に対し助言をいたしておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、広瀬議員の御質問に答弁をさせていただきます。

初めに、町として住民生活の安全に密接に結びつくカーブミラーや街灯の要望に対してどう考えているのかという御質問でございますが、カーブミラーの本来の役割は、見通しの悪いカーブや交差点など、交通事故発生の可能性が高い場所に設置し、通行人やドライバーの死角を間接的に補う役割のものでございます。また、街灯の本来の役割は、街路の背景全体が見通せ、安全に通行ができ、前方から来る人が視認できることであり、カーブミラーと街灯が地域の安全・安心に寄与していることは十分認識しております。ただし、カーブミラーや街灯が設置してあれば安全・安心であるということではなく、カーブミラーにおいては、最終的には自分の目で安全を確保することが必要であり、また街路灯においても、自分の目で周囲に気を配ることが必要で、あくまでも補足的なものとして捉えることが重要であると考えております。

今後もこれまでどおり、自治会要望を中心とした要望に対して、必要と認められる箇所につきましては、予算の範囲内において優先順位をつけて設置をしてみたいというふうを考えております。

次に、今年度の新設設置数量及び予算は適切かという御質問でございます。

カーブミラーや街灯を設置した場合、新設する費用とあわせて、その後の修繕等の維持管理費、街灯については電気料と、さまざまな費用が必要となってきています。そのため、町がさまざまな施策を展開していく中で、当然予算的な制約は伴ってまいります。今後も地域のニーズにできるだけ応えられるよう、限られた予算の範囲内において、通学路や危険箇所等、必要な箇所については設置をしてみたいというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

マイナンバーについてですが、ことしに入ってから交付が1,194枚ということで、まだまだ少ない状況かとは思っています。マイナンバーは御承知のように、赤ちゃんからもう棺おけに突っ込むまでの方がお持ちになるものでございます。ちょっと言い過ぎましたが。マイナンバーは、政府が4,700億円、大変な巨額をかけてやられるものでございます。また、時間を費やしていくものです。垂井町もサービス向上にこのお金を有効に使っていただきたいものでございます。

いずれにいたしましても、この制度は国がまだまだこれからどのように使うかというようなことをこれから決めてく中で、担当課としては大変なことかと思われませんが、制度に乗りおけないようにしていただきたいと思えます。

先ほど情報セキュリティ強化対策について申しましたが、これも4,500万円といったお金がかかっておりますが、この中で国の補助金は725万円しかございませんで、あとは垂井町の一般財源が3,750万円も使われるということでございます。本当に大変なお金を使ってのセキュリティ対策ということでございますので、何分よろしく願いいたします。

国民の利便性を高めるため、また効率のよい行政、そして、公平かつ公正な社会の実現をさせるために、本当に有効に使っていただきたいんですけれども、町長の御所見をお願いいたします。

次に、もう1つの町としての住民生活に安全に密着したカーブミラーのことでございますが、予算の範囲内ということで、予算の範囲内、どのぐらいのものが今年度できるかということでございますが、それをお聞きしたんですけれど、私のほうからいいますと、カーブミラーが新設で10カ所、あと共架が10カ所で150万円ほどのカーブミラー、それと新設の街灯ですけれども、70万円ほどの予算がついております。これだけでいいのかなと思ひまして、私の手元に持っております東地区の自治会要望の中には、たくさんのカーブミラーと電灯の要望事項がございまして、その中に、何とか順番にやりますとかいろいろと回答が出ておりまして、これは設置しましたとか出ておりますが、それが東地区のカーブミラーだけでも十三、四あるんですね。街灯もたくさんあるんですけれども、垂井町全体にしたらたくさんあるかと思われまして。そのところで、今の予算150万円と70万円が含まれておるわけなんですけれども、東地区としましては、特に皆さん御承知かと思ひますが、不破中から東、それと東公民館のあたり、どんどん四、五年前から家が建って、ことしもどんどん建っております。そういうようなことで、どんどんまちの状況も変わってきております。そんな中でこのような予算で大丈夫かなということも含めまして、その何を基準にその予算が講じられているのかということですね、また補正予算はぜひスピーディーにやってもらいたいんですけれども、よろしく願いいたします。

以上ですが、町長の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、前向きという部分が、何を前向きなのかちょっとよくわからないところがあるんですけど、情報セキュリティに関して、今議員のお話にもありましたように、確かにこれは国が進める事業にあって、その費用の大半を各自治体が持たなければならないというこの制度運用というのは、やはりどうかしているんじゃないかなあというふう思うところでもあります。パソコンが、本当に住民基本台帳系、それからインターネット系と2つ構えることになりまして、事務においてもやはり煩雑性が増しておるような状況で、完全に住基系の中には外からのインターネットが入ってこられない状況を構築しなければならないと。これは、どこか1つの町、村が侵しますと、これは全部に広がってしまう。ですから、確実な絶対的なものをつくらなければいけないというときに、その財源を一方で自前で賄いなさいよというのは、ちょっとやっぱりどこかで何か憤りを感じるころでもありますけれども、でも、しかしこれは、やはり国全体が進める事業の中で住民全体がうまく使っていけば利便性が上がるということで、しっかりと対応していかなければいけないというふうに思います。

これに先立って住民基本カードというのがありました。ですが、これはやはりカードの内容というのがほかのものとうまくリンクしていかないような状況の中で、なかなか発行枚数が伸びなかったんですけども、今度のマイナンバーにつきましては、いろんな制度等がこれから整えられていきますので、恐らくこれからどんどん発行数も伸びていくと思いますし、また使うことによってさらに利便性が上がって相乗効果が出てくるのではないかなあというふうに思っております。この運用についてはしっかりとやっていかなければなりませんし、情報の管理ということもしっかりと責任を持ってやっていかなければならないという思いでございますので、よろしく願いいたします。

それからカーブミラー、街路灯につきましては、住宅開発が多いので事前ということがあるんですけど、基本的には住宅開発がされた後に家が建ってまいります。ですから、住宅開発の時点でカーブミラーあるいは街路灯をつけておいて、そこに今度家が建ったときに、邪魔になるからどけろという話も逆にいえば出てくるわけでありまして。ですから、やはりこれは住宅が建った状況の中で、どういう安全対策を講じるかということが論議されることとなりますので、やはり地域の方々の要望の中でやっていくこととなります。ということは、逆にいえば、全てをつけていけばそれはもう際限なくつけていかなければならないということかと思えます。垂井町におきましては、議員も御存じかと思えますけれども、隣の稲葉なんかに比べますと、はるかにカーブミラーとか街路灯が多くついているような状況かというふうに思っております。これも、じゃあ全て要望どおりつけていたらどうなるかという、これはとんでもないことになるわけでございますので、やはりその状況に応じて、今答弁の中にもあったと思えますけれども、やはりカーブミラーは補助的なものです。最終的に、やはり自分の運転あるいは歩行の身を守るのは、自分の目で、自分の体でしっかり守るということとなりますので、それを補助する道具のためにそれをメインにしてはやはりいけないと思います。そういった安全意識をし

っかりつくっていくということも大事なことだと思いますので、そういった部分も含めて、ある部分、予算の限りの中で対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君）　しばらく休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時37分　休憩

午後2時51分　再開

○議長（丹羽豊次君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番　江上聖司君。

〔6番　江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君）　議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

4月14日以降、断続的に発生している熊本県、大分県を中心とした九州地方の地震においては甚大な被害が出ており、被災された皆様の御心労、御心痛ははかり知れません。一日でも早く日常生活がもとの状態に戻ることを心からお祈り申し上げます。私も微力ながらできることは何かを考え、活動してまいりたいと思います。

小さなことでも一人一人が何ができるかを考え、行動に移すことが求められていると感じております。専門家であっても、いつどこで大規模災害が起こるかは予測が難しいと聞きます。そこで、有事のときに公的支援が到達するまでの適切な判断が重要になってまいります。被害の拡大を防ぐことができるかどうかにより、その後の復興にも大きな影響が出てくるといえます。そこで、第1点目は防災士についてお尋ねをいたします。

防災士とは、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のために十分な意識・知識・技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認定した人たちであります。予測不可能な被害に遭ったとき、正しい知識と適切な判断を兼ね備えた人が身近にいることは、とても心強いことであります。2003年から今までに、日本全国に10万人を超す防災士が誕生し、防災や減災活動のリーダーとして活動しているとのことであります。2016年の4月のコンビニの店舗数は約5万3,000店でありますから、その倍近くの防災士の方々が全国に見えることとなります。そこで、専門的な知識を持った方々で意見交換し、防災について啓発し合えるネットワークがあれば、より知識を深めることができ、有事のときの実践力につながるのではないかと思います。実際に防災士の方からも、ネットワークがあればという御相談をいただいているところがあります。また、災害時に円滑にボランティアを受け入れる体制を確立するためにも、横のつながり、そして専門知識を持った方々の交流が大切であります。何かそのような防災士の方々のネットワークづくりに町としてできることはないか、お尋ねをいたします。

次に、防災士になるには研修など費用がかかります。以前、町として補助金を出しておりましたけれども、防災の必要性を実感している今こそ補助金が必要ではないでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

第2点目は、クリーンセンターを今後どうするのかをお尋ねいたします。

平成28年3月総務省では、一般廃棄物処理施設の効果的・効率的な整備維持管理の推進を図る観点から、ごみ処理の現状、動向、ごみ処理の広域化、集約化の取り組み状況、処理施設の維持管理の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとし、公表しております。私はこの資料に目を通しました。この分厚い資料がそうでありませけれども。そして、この問題は、町民の皆様の理解を得ながら一緒に考えていく問題であると感じました。

最近は少し顔を覚えていただけたのか、時々声をかけてもらえるようになりました。そんな中で聞かれますことは、「クリーンセンター、古いけど大丈夫ですか」とか、仕事においてごみを排出される事業者の方々は、「壊れて遠くまでごみを捨てに行くとなると状況が大きく変わる」という心配の声です。一般廃棄物というと家庭ごみがすぐに浮かびますが、事業の一環として出るごみの一部も含まれます。そのことを考えると、確かに心配な一面があります。サンプルに考えると、古くなったのだから新しいものを建設すればいいということになるのですが、社会を取り巻く環境の目まぐるしい変化、特に人口減少による産業構造の変化についてを視野に入れる必要があります。

一般廃棄物の発生量は、人口減少やリサイクル法に基づく再生利用や廃棄物の抑制などの取り組みで、いずれ減少することが見込まれます。この資料の中ではストックマネジメント手法の導入状況についても示しております。ストックマネジメントとは、既存の建築物を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことですが、この資料によりますと、ごみ焼却施設の耐用年数は、一般的には20年程度とされてきたが、日常的・定期的に適切に維持管理しながら比較的耐用年数の短い重要機器・設備を更新する大規模工事を実施することにより、10年から15年の延命が図られると記されております。本町のクリーンセンターも平成9年に竣工し、現在19年を経過しておりますが、このストックマネジメントの導入により、10年から15年の延命が図られる可能性はあります。しかしながら、日常生活だけでなく、事業活動にも直結するおそれのあるクリーンセンターのその後の方向性については、真摯に向き合う必要があります。

平成27年9月の一般質問において同僚議員も質問しましたが、これに対し中川町長は、町単独の新たな建設となると、その財政面で、国からの支援である循環型社会形成推進交付金の要件が、人口5万人以上、また面積要件で、ごみ処理面積が400平方キロメートルというのがあり、いずれも垂井町は対象外である。自主財源となると財政的に大きな影響が出る。また、広域処理については相手方との協議が必要であり、設備規模や処理能力の余力などにも左右され、かなり困難な状況であるとの答弁でありました。どちらにしても困難な道りであるわけでありませ。

現在のクリーンセンターを10年から15年延命できるとしたら、その余力のあるうちに方向性を示す必要があるのではないのでしょうか。短い時間で解決できる問題でないことは誰もが承知をしております。だからこそ先送りせず、今からしっかりとテーブルに乗せて考えるべき課題

であると私はと思いますが、その点についてどうでしょうか、お尋ねします。

大きく2点お尋ねし、私の一般質問といたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、江上議員の防災士に関する2点の御質問について答弁をさせていただきます。

初めに、防災士の方々のネットワークづくりに町としてできることはないかという御質問でございます。

本年4月に発生いたしました熊本地震は、地震発生確率が低いと思われていた断層が原因の地震であり、近くに断層を抱える本町においても人ごとではなく、本町におきましても、微力ながら被災地に必要な物資を送付するなどの支援を行ってまいりましたが、いつ何どき逆の立場になってもおかしくない状況下にあります。

大震災が発生した場合、被害の大小にかかわらず町全域が被災地となり、職員も被災者となって、職員の数も限られている中で、今まさに起こっている被害に対処するためには行政からの指示による支援では間に合わず、地域住民による自発的な対処が必要になってきます。新潟県の中越沖地震を経験した柏崎市においても、大地震発生時、すぐに地域住民による対処が始まっており、行政では自衛隊の派遣要請や情報収集など、全体的な対応から始まっているのを見ても明らかであります。

防災士は、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力の向上が期待されるとともに、自主防災組織活性化や地震発生後の対応の中心的な役割を担うということで、自助・共助の取り組みの地域のリーダーとして期待され、地域防災力の向上を担う人材となります。そのため、防災士の方々が自主防災組織のリーダーとなり、地域によるネットワークづくり等をサポートし、防災・減災に取り組んでいただきたいと思います。

2つ目の防災士による費用に、以前、町として補助金を出していましたが、防災士の必要を感じている今こそ補助金が必要ではないですかという御質問でございます。

防災士資格取得には、防災士研修講座受講料や資格取得試験受験料、資格認証登録料など約6万円がかかります。今まで町単独で防災士の資格取得のための補助金を出しておりませんが、県において実施しております「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」がNPO日本防災士機構の防災士養成研修事業の認証を受けた講座であり、本講座の受講生は研修レポートを提出することにより、機構が実施する防災士資格取得試験の受験資格を得ることができるため、防災士教本代や受験料、登録料など1万1,000円で済み、県内で試験が受けられる制度となっております。本年度も「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」が8月と11月に予定されておりますので、ホームページなどの媒体を活用し、防災士資格取得に興味がある住民を中心に周知をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 江上議員の2点目のクリーンセンターの今後について問うについて、現在のクリーンセンターを10年から15年延命できるとしたら、その余力のあるうちに方向性を示す必要があるのではないかの御質問がございました。お答えをさせていただきます。

議員からも説明をいただいておりますが、環境省が平成22年3月に取りまとめた「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」では、ごみ焼却施設の耐用年数は、これまでは一般的に20年程度とされていたところ、日常的・定期的に適切に維持管理しながら、また比較的耐用年数の短い重要機器や設備を更新する大規模改修工事を実施することにより、10年から15年程度の延命が図られるとしております。

当町のクリーンセンターは平成9年3月に竣工し、現在19年を経過しております。ストーカ式焼却炉2基で、1日8時間労働によるごみ焼却能力は40トンでございます。平成27年度の焼却量実績は、1日当たり約28トンでございました。焼却量は適量であり、焼却能力の性能水準が保たれている状態でございます。プラントメーカーからも、良好な状態で維持管理がなされている、今後も現状のメンテナンス方式を維持しながら効果的に設備の更新並びに補修を行うことで、10年から15年程度は今後さらに供用することが可能であると提案を受けており、クリーンセンターにおきましても、日常の適正な運転管理と毎年の定期点検整備や基幹的設備の補修等、適時の延命化対策を実施し、施設の長寿命化を図るために努めております。

平成27年9月議会の一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、いずれ老朽化、経年劣化の進行により稼働しなくなるときが必ず訪れます。今後、どのようにしていくのか、現在のように単独での処理とするのか、それとも可能であれば広域での処理も視野に入れた選択への検討も必要になっていると考えております。

いずれの方向についてもたやすいものではなく、特に広域化については、受け入れ側の意向いかんによるものであり、受け入れ先の選択と加入が可能であるのか、またタイミングや加入した場合に生じる対応等、事前の十分な調査や慎重な対応が重要となります。当面は、既存施設の長寿命化を図るために、延命化対策に取り組むとともに、議員御指摘のとおり、クリーンセンターの余力のあるうちに、あわせて事前調査等を進め、慎重に方向性を導き出すべきと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

まず、防災士のネットワークづくりでございますけれども、例えばお隣の神戸町でしたか、人数はそんなに多くなかったと思うんですけども、そういった防災士同士でネットワークをつくっておられます。垂井町は役場のほうに聞きましたら、こちらでは誰が防災士なのかということはいささか把握していないということをお聞きした記憶があるんですけども、例え

ば広報「たるい」とか、そういったことを使って防災士の方に呼びかけをすとかというのも一つの方法なんじゃないかなというふうに思いますので、その辺は前向きに検討していただきたいと思います。これは再質問ではございませんので、答弁は結構です。

それからクリーンセンター。この質問ですけれども、私で記憶があるのが2回目、ほかにも先輩議員、あるいは同僚議員がこの同じ質問を何回となくしていると思うんですけれども、それぐらい非常に大変な問題であります。ただいまの答弁で10年から15年、専門家の意見を交えながら延命をしているという答えでありましたけれども、いずれは必ず使えなくなってしまう。どちらにしても先ほど申し上げましたように、困難な問題課題であるわけですけれども、何も町長、1人でこれを何とかしてくださいということを言っているわけではなくて、この問題は我々議員、それから町民の皆さんも交えて果敢に挑んでいくような非常に難しい課題であるというふうには思います。そういったときに、町長みずからリーダーシップと申しますか、先頭を切って、これをいつまでも先延ばしにするのではなく、方向性を決めてこういうふうやっていこうよといったことを言っていたらいいなというふうに思うわけですが、そのあたりの見解をお聞かせいただきまして、私の再質問といたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 江上議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

クリーンセンターのことについてでありますけれども、まさに昨年の9月に質問に対してお答えをさせていただく状況の中で、まだ1年もたっていない状況で、やはりこれは今まさに担当課が申しましたように調査を一生懸命しておるような状況であります。当然に単独でいく場合の条件というのは、先ほど答弁の中にもあったように、国の補助がつく規模というのが決まっております。単独でやっていく場合には、恐らく自己財源しか頼らざるを得ないというような状況になるということが想定される。一方で、広域になれば、現在この近辺で3カ所動いておるわけでありまして、これらとどこでつくるかという話になるわけでありまして、その方向性を示せということは、逆に相手を決めるということになりますので、それを今ここで言う話ではないというふうに思います。そのための今調査を一生懸命しておるわけで、どこがどういう状況で稼働しておる、垂井町の状況とどう合致していくのか、あるいはやっていけるのか、あるいは先方との協議とか、そういうことも今進めておる状況ですので、リーダーシップというふうに申されますけれども、まさにそれはその状況に応じて発揮していくものでありまして、いきなり上段から構えてこうしますといったときに相手を全く無視するということではできませんので、この問題に関しましては、ですから、そういったことを踏まえて今調査を一生懸命しておるところでございますので、適宜またそういった状況においてお話をさせていただくことになるというふうに思います。まだ今は事前調査の段階であるというふうに御理解をいただき……。

〔発言する者あり〕

まだ今はそれをお示しできる時期ではありません。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） このたびの熊本地震により亡くなられた方々と御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。どうか一日も早い復興を祈るものでございます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

2点ございまして、1点は健康増進機「ヘルストロン」の設置継続等について。もう1点は、財政健全化条例の制定と将来に向けた長期財政計画の作成と向上についてでございます。

初めに、第1点目の健康増進機「ヘルストロン」の設置継続等についてであります。

垂井町社会福祉協議会が昭和63年から、健康増進機として電磁界機器「ヘルストロン」の導入をされました。「ヘルストロン」とは、日本で一番最初に医療用具として当時の厚生省に承認された電位治療器でございます。頭痛、肩凝り、慢性便秘、不眠症という4つの症状を和らげる効果・効能があり、人体が病に陥ろうとする状況を健康な状態に引き戻し、人間本来の恒常性を高めることにより健康体を取り戻すという装置でございます。1セットの価格が167万円で、垂井町福祉会館、垂井町老人福祉センター、さらに宮代、合原、府中、岩手、東公民館に随時設置されました。平成8年までには全地区に常設がされたところでございます。

利用状況を見てみますと、平成20年から23年ごろでは年間約9,000人の方々が利用されておられました。特に、表佐にあります老人福祉センターは、年間平均して4,000人から4,500人が利用されておりました。しかしながら、この機器は2年ごとの保守点検が必要で、1台6,840円の費用が必要とされます。耐用年数も過ぎており、9,000ボルトの高電圧機器に対する感電事故のおそれも想定されます。また、点検保守料のほか、椅子カバー、タオルの洗濯とか交換などのメンテナンス経費が増しています。設置場所では、地区公民館では地区の活動拠点として手狭になっているなど撤去の要請もあり、岩手、宮代公民館は全台撤去、府中・栗原地区センター（まちづくりセンター）は一部撤去されました。福祉会館は玄関ロビーで不便を来しているという状況でございます。

表佐の老人福祉センターには4月1日付で、利用者に対して社会福祉協議会からの張り紙がされました。張り紙を読みますと、このヘルストロンは2年ごとの点検を行っているが、耐用年数が過ぎており、メーカーから通知を受けている。一方、社会福祉協議会が進める地域福祉活動としての今日的ニーズは乏しく、新しい機器への買い換えを含む事業移管も困難です。この際、やむなくヘルストロン事業を廃止します。廃止時期は、ことし8月以降を予定いたしますと記述され、張り紙が出ております。また、昨年12月に開催されました社会福祉協議会の評議員会では、福祉活動事業の一環として実施してきたヘルストロン設置事業は、導入後25年が経過し、劣化による事故が懸念される中で、平成28年12月末をもって完全撤去するとされ、老人福祉センターについては、ヘルストロンにかわる福祉機器が設置できないか、関係先と相

談すると報告をされております。このような状況であります。利用者からは、何とか継続をと、かわるべき機器の導入をと、とても強い要望がございます。

そこで、お尋ねをいたします。4点ほどございます。

機器の耐用年数や費用、設置場所の問題、撤去等について、社会福祉協議会から垂井町に対して御相談はございましたか。あればその内容をお聞かせください。

2つ目、社会福祉協議会が代行して実施していただいた健康増進機「ヘルストロン」を撤去する地域福祉事業対策について、行政としての見解をお聞かせください。

3点目、平成27年度の出納整理期間も終了し、決算額がほぼ確定したと思いますが、平成27年度国民健康保険特別会計の実質収支額をお聞かせください。

4点目、昨年12月定例町議会で一般質問させていただきましたが、この健康増進機の設置事業は、まさしく国保事業がなすべき事業だと思いますが、いかがでしょうか。御見解をお願いします。

以上、4点についてお願いします。

大きい2つ目でございます。

財政健全化条例の制定と将来に向けた長期財政計画の作成と公表についてでございます。

昨年6月です、第3回定例町議会の第1日目において、町長さんは4期目に当たる町政を担当されるに向けて所信を述べられました。その中で、町長初就任の平成15年のことに触れられ、町村合併が破綻に向かうとき、住民意向調査の結果、単独町政にかじを切りかえ、町民とともにまちづくり基本条例を制定し、協働のまちづくりを推進してこられました。この中で、町長の思いとして、これまで町民の声をよく聞き、思いを大事に受けとめることを信条として進めてきたが、3期12年の間に、ややもすると行政側の目線だけで町政を見てしまうことがあったのではないかと我が身を振り返り、初心に戻って町民と同じ目線での公平・公正な行政運営に努めていくとの意思を述べられました。まさしくその気持ちをお忘れになつてはだめだと思います。とても大切なことだと思います。

いまや超高齢化社会に突入しており、そして避けては通れない少子化問題と大変複雑化や多様化する住民ニーズに対応するため、町長が目指すまちづくりの施策には難題が山積しています。垂井町には、いろいろな分野やセクションにおいて、上位法の規定を受けるもの、また町単独にてなど、将来を見据えた行政運営を進めていくための基本計画や基本構想が策定されています。例えば、子ども・子育て支援事業計画、いきがい長寿やすらぎプラン21、障害福祉計画、地域福祉活動計画、第2次男女共同参画プラン、都市計画マスタープラン、教育ビジョン、地域防災計画、国民保護計画など一部を申し上げましたが、まだまだたくさんの構想や計画が垂井町にはございます。

また、町長初就任後に取り組みましたが、当時の諸般の事情により一時保留となっている朝倉地内のドーム整備計画、道の駅構想計画、さらには先輩・同僚議員から質問されており、前任者から引き継ぎで維持管理等を手がけられている1億数千万円が投資された朝倉温泉事業も積

み残し事業であるが、忘れてはなりません。そして、特に喫緊での重要な施策として、今年度の予算にも計上されている新庁舎建設、公共施設等総合管理計画策定、第6次総合計画策定と府中離山の工場誘致等急施を要する事業等がたくさんございます。

垂井町には昭和41年に策定した第1次総合計画、その後、昭和56年の第2次総、昭和63年の第3次総、平成10年の第4次総、そして平成20年に策定された第5次総合計画があり、平成29年度を目標年度とした基本構想・計画、そして、3年ごとに見直していく実施計画がございます。地方自治体が行政運営を進めていく上で、総合計画は最上位の計画であり、そのまちなああらゆる施策や計画の基礎になるべきものです。

そこでお尋ねします。基本構想、基本計画の策定では、目標数値を示す必要があり、どれを見ても将来に向けての数値は、目標年度、目標達成率などで記述されています。しかし、これらを受けた金額的数値は、垂井町総合計画の3カ年実施計画だけに記述されています。将来に向けては、社会情勢や経済情勢等により算定しがたいと思われそうですが、住民にとってはこれから先、垂井町には一体幾らのお金が必要なんだろうと思うのは誰しもではないでしょうか。やはり長期財政計画を作成すべきと思います。それには健全財政を維持向上する方針を明確にするため、財政健全化条例を制定し、今後10年間の長期財政計画を作成し、それを広く住民に公表すべきだと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

以上、質問させていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの山田議員からの大きく1点目の御質問、健康増進機「ヘルストロン」の設置継続等についてお答えをさせていただきます。

初めに、1つ目の健康増進機「ヘルストロン」の現状と今後の方向性について相談はあったのかの御質問についてでございますが、町社会福祉協議会からは撤去したい旨の話が以前からあったとは聞いておりますが、正式には昨年12月に開催されました町社会福祉協議会の理事会、そして評議員会で報告がなされたものでございます。内容は議員御説明のとおり、耐用年数が大幅に超過しており、事故等の危険性があるなどの理由により撤去したいとの内容でございました。

次に、2つ目の地域福祉事業を担っているヘルストロンを撤去するに当たり、行政としての見解はの御質問についてでございますが、町社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉に関する事業の企画及び実施などを担っていただいています。その中で、ヘルストロンについては、地域コミュニティを構築するための一助を担ってきた設備であると認識しており、現在まで実施をしていただいていた事業でございます。しかし、町社会福祉協議会におきまして、現状の機器の状況や利用者数及び更新のための導入経費など、機器を管理する立場から十分検討された結果であると受けとめるとともに、特に利用者の安全を考慮した結果からもすれば、行政の立場としましては、今回の決定はやむを得ないと

考えるところでございます。

今後も社会福祉協議会と連携を図りながら、地域福祉事業の推進に何が必要なのかも含め、今後も当協議会とさらに協議をしていきたいと考えているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、山田議員からの1点目の御質問についてお答えとさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 山田議員の1つ目の健康増進機ヘルストロンの設置継続等について、4点の御質問がございました。住民課所管でございます3点目と4点目についてお答えをさせていただきます。

最初に、3点目の平成27年度国民健康保険特別会計の実質収支額についてでございます。

出納整理期間後の収支の状況でございますが、歳出が33億9,100万円で、医療費の増嵩や保険財政共同安定化事業の改正などもありまして、前年度比較は3億5,500万円ほどの増額となっております。歳入は36億2,500万円で、保険者支援制度の拡充による公費が投入されたことや保険財政共同安定化事業の改正などもありまして、前年度比較は3億2,000万円ほどの増額となっております。歳入歳出差引額は2億3,300万円ほどで、前年度の剰余金と比較をしまして2,800万円ほどの減額となっております。

次に4点目の、この健康増進機の設置事業は国保がなすべき事業ではについてでございます。

国民健康保険の健全財政を堅持する上で、医療費の抑制につながる保健事業の推進は必須であり、このことから、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率を向上させることを優先事項としております。また、これらの保健事業に係る費用も被保険者の国民健康保険税が充てられており、国保被保険者を対象としております。議員から提案がございました健康増進機の設置事業は、不特定多数の住民の方を対象としており、国保がなすべき事業にはそぐわないと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 山田議員の大きい2つ目の財政健全化条例の制定と将来に向けました長期財政計画の作成・公表についてお答えしたいと思います。

まず初めに、長期財政計画の策定についてでございますが、御承知のとおり当町におきましては、今後、庁舎建設あるいは幼保一元化、そのほか施設老朽化等によります耐震化改修対策など、実に多くの大型事業が予想されておりまして、こうした観点からも、議員の御質問のとおり、将来の財政計画の策定に向けた検討を進めていく必要があることから、現在、財政シミュレーションの策定に向けた準備をも進めているところでございます。

このシミュレーションの作成に当たりましては、当初、歳入歳出の科目ごとに今後10年間の見込み額を算出をいたす方向で検討を進めておりましたが、今後10年間にわたる見込みを金額

で示そうといたしますと、議員も少し触れられておりますが、昨今の社会情勢あるいは経済情勢、景気の動向など、実に不透明な要素が多分にございます。あわせて一部の歳入科目、例えば地方譲与税、利子割交付金、地方交付税等々につきましても、非常に予測しがたいものもあることから根拠性の薄いものになってしまうのではないかという懸念がございました。そのため、比率で示す方法、つまり健全化判断比率に基づく実質公債費比率や、あるいは将来負担比率が今後どのように推移・影響していくかを示しましたシミュレーションを作成したほうが、より適切なものになるのではないかと、そのように考えておるところでございます。

そこで、これら実質公債費比率と将来負担比率を含めました健全化判断比率につきましては、既に御案内のとおり、毎年9月の定例会におきまして前年度の数値を報告させていただいております。昨年の定例会では、平成26年度の数値といたしまして実質公債費比率で7.6%、将来負担比率で3.6%といった値を報告させていただいたところでございます。

したがって、当町におきましては、これら実質公債費比率と将来負担比率を用いて、今後、大型事業で新たに借金をした場合に、どのように値が推移していくかを予測する財政シミュレーションの作成に向け準備を進めているところでございます。しかしながら、このシミュレーションの場合につきましても、財政的な視点では有効でありますけれども、一方で、非常に住民の皆様にとりましても決してわかりやすいものとはいえないところもございます。したがって、このシミュレーションのみでなく、企画調整課で実施しております主要事務事業ともより連携整合を図りながら、互いにその効果が得られるよう検討していく必要があるのではないかなあと、そのように考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

それから、次にシミュレーションの公表についてでございますが、まず本年度において策定を予定しております公共施設等総合管理計画、いわゆる今後の各公共施設のあり方、方向性を踏まえながら、町が保有する基金の見直しなども検討する中で、より精度の高いシミュレーションを作成いたし、さらには住民の皆様にもわかりやすく御理解いただける内容のものを目指した上で、公表の有無について、そしてまた公表する場合には、その時期をも検討していく考えでございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、財政健全化条例の制定につきましては、まちづくりの観点も含めて大変意義のある御提言をいただいております。既に制定市町村の事例を拝見いたしておりますと、基金や起債に関します規定のほか、実に数多くの規定を盛り込む事例があるなど、規定する内容も含めまして今後十分研究させていただきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 答弁ありがとうございました。

まず第1点目の健康増進機「ヘルストロン」の関係でございます。

いみじくも住民課長は、国保被保険者対象外の方も利用されるからという非常に消極的な答弁で、非常に落胆をいたしました。本来そういうことをおっしゃるのであれば、垂井町が一般会計の実質収支がどれぐらい27年度出るかわかりませんが、その中で対応していただく。全地区にということではないんです。とりあえず老人福祉センターかどこか決められたところで二、三機を設置していただいたらどうでしょうかということをお願いしておるんですけど、木で鼻をくくったような言い方はやめてください。

それから第2点目の関係でございます。

財政健全化条例、総務課長、いみじくも研究をしていくということでございますので、これは前向きというふうに捉えます。早急にこれは条例化をしていただく必要がございます。

それから私がもう1つ申し上げたいのは、それぞれの個々の基本計画なり基本構想があるんですけれども、最終的な積み上がりは総合計画なんです。当然、その時点その時点でしか、いわゆる経済情勢等が先のことはわかりませんので、その時点で注意書きなりを書きながら、どれぐらい必要なかという表示もあっていいのではないかなというふうに思いますので、そこらあたりの御見解をお願いしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目のヘルストロンについてでございます。木で鼻をくくったようなということで大変御無礼をいたしました。決してそういう思いはないんでございますけれども、そう感じられたのでは、大変御無礼をいたしました。

〔「一生懸命聞いておるんです」と呼ぶ者あり〕

ただ、今言いましたように、老人福祉センターにおきましても、各公民館におきましても、使用実態を見てみますと、どうしてもやっぱり限られた方の少数の方が何回も使っておられるというような実態がある中で、先ほど別の議員の方から健康寿命の話がございました。そういったものをやはり伸ばしていくときに、より多くの方に使っていただくということが必要となってますので、じゃあヘルストロンでそれができるのかというと、別の方法ももちろんあると思います。今の介護の関係の事業でありますとか、サロン関係でありますとか、そういったものも踏まえながらやっていくということで、ただ費用の部分で考えますと1台が百六、七十万するという非常に高額な機械、そして維持費もかかっていくというような状況の中で、これを二十何年間置いてきた状況の中で、この状況を続けていくことが本当にいいことなのかという判断の中で、社会福祉協議会、あるいは私もそれとは別に以前に話は聞いていたことがあるんですけれども、各地区の公民館からも、もう撤去してほしいというような要望も実際あった中で社協は判断したという経緯もございます。ですから、そういったものを踏まえてトータルの判断として撤去するというところでございますが、やはりそれにかわるべきサロンの、要するに集まったときにくつろげるようなというものを考えていく必要があるのではないかな

というふうに思います。そこら辺は別の方法を考えていく必要があるというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから財政健全化条例のことに関してでありますけれども、議員のお話を聞いておりました、実は総合計画ということと、それから財政健全化計画と聞いたときに、実は今の多治見市長の前の多治見市長、西寺雅也さんという方がお見えになりまして、私がちょうど町長になったときに多治見の市長をやっておられたんですけども、財政に関して「多治見モデル」というのをつくられた方なんですけど、総合計画と、この財政健全化の緊縮の関係をうまく捉えられてつくられた方です。総合計画に基づく財政計画をつくられて、政策中心のものに切りかえられたというような形で、非常に脚光を浴びられた方です。僕にしましたら、すごく何か学者肌の方のようにとられて、理論的にすごくしっかりやってみえたんだなあとと思うところでもありますけれども、振り返って我が町を見ますと、やはり5次総をつくるに当たって、より多くの方に意見をいただきながらつくってまいりました。また、指標として、全てのものに金額が入っておるわけではありませんけれども、将来10年後にどうなっているんだ、どういう数字を目標に持つんだというようなことを取り入れながら5次総をつくった経緯がございます。また、これを補完する意味で、3年ごとの実施計画（ローリング）をつくっておきまして、その中に金額が出てくるというような状況でございます。先ほど担当課長、総務課長が申しましたけれども、やはり収入において非常に不安定な要素がある中で、事業だけ、あるいは事業にしても非常にこの10年先を見越すというのは非常に難しいところがあると思います。これを見越して幾らかかるんだと、10年後には何千億かかるよと、その数字を示すことが本当にそれだけで、ああそうかというふうになって、じゃあその実現性といいますか、実効性といいますか、そういったものをやはり担保できない以上、単なる数字を示したという形になってしまいますので、そこら辺はやはり責任ある数字を示していく、少しでも実態に近い数字を示していくべきではないかなというふうに思います。そういった部分では、今垂井町がやっております総合計画に基づく3カ年ごとのローリングの中で実施計画に基づき事業をお示ししておる。これに基づいて、将来的にはこれだけかかってくるんだというようなことも判断できるわけでございますので、そういった部分をさらにしっかりと詰めていく必要があると思います。ただ、財政の健全化条例といったようなものにつきましては、まさにまちづくり基本条例とか、そういった基本的なものにもかかわってくる部分もございますので、検討していく余地はあるのかなあというふうに思いますので、今後また少し時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（丹羽豊次君） 12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

第1点目。スポーツ交流から友好姉妹都市へ。

三木市と垂井町のスポーツ交流のきっかけは、岩手地区が各年行っている兵庫県三木市平井

地区にある竹中半兵衛重治公の墓参であります。平成22年墓参しました折に、平井地区公民館で三木市の学芸員の方から三木合戦のお話を聞きました。昼食のとき、私は岩手と平井地区の交流も長く続いていてよいけれど、これを機会に垂井町と三木市とのスポーツ交流をしませんかと問いかけたことが始まりでした。それ以来、私は数回にわたり話を進め、平成24年に実現することができました。大型バス1台、乗用車2台、団員・指導者・保護者合わせて60名で、朝6時に出発して9時前に着き、竹中半兵衛重治公の墓参を済ませてから、三木市の少年野球チームと親善試合をして、18時ごろ帰ってきました。

平成26年には、垂井町合併60周年記念事業の一環として、三木市から少年野球チームに来町していただき、北部グラウンドで交流試合を行い、翌日は竹中陣屋跡、禅懂寺などを見学されました。その折、中川町長から三木市の子供たちに挨拶をしていただきました。後日、三木市の副市長から、今後もぜひ続けたいとの連絡の電話がありました。

去年は女子バレーボールチーム、町内3チームが三木市に行き、副市長、教育長、課長等のお出迎えがあり、交流試合を行い、帰ってきました。今年は8月20日土曜日、三木市のバレーボールチーム3チームが府中の体育館で交流試合をする予定になっています。

そこでお尋ねいたします。

今後もスポーツ交流を長く続けていただくことはもちろんのことですが、この際、前向きに検討され、友好姉妹都市協定を結ばれてはいかがでしょうか。国外では、平成3年からカルガリー市に中学生を派遣され、5年後の平成8年にカルガリー市カトリック教育委員会と垂井町教育委員会が友好関係を結ぶ盟約を締結されています。私は、国内においても友好関係を結ぶ市町があってもよいと思っています。

また、災害時の協定も結ばれてはいかがでしょうか、お尋ねします。

現在、熊本に大きな災害が起きているときでもあります。災害時協定につきましては、先ほど同僚議員もお話しされましたけれども、隣の池田町は今年の5月に、お茶が御縁で、災害時応援協定を京都府宇治田原町と結ばれています。岡崎町長は、防災面でなく、観光や産業でも交流を深めていきたいと話されていました。また、池田町の災害時応援協定は、以前にも福島県国見町とも結ばれています。

7月13日には、三木市主催の竹中半兵衛重治公の法要が行われます。私も出席させていただきます。スポーツ交流もことしで4回目です。今、ちょうどよいときではないでしょうか、中川町長にお伺いします。

2点目、文化財について。

垂井町第5次総合計画第8期実施計画、平成27年度から平成29年度にということで、2の5文化についてお尋ねします。

こんなまちを目指します、こんなことに取り組みますとあり、施策の1つ目に、郷土芸能の継承、伝統芸能の掘り起こしや後継者等の育成、2つ目に、文化財の保全と活用、施策1については、表佐太鼓、垂井曳軸、子供歌舞伎、各地区にある祭りばやし、伊吹の神楽などがあり

ます。施策2については、美濃国府跡整備計画策定事業、南宮大社保全修理事業、真禪院保全修理事業など多くの事業が掲げてあります。

現在、町内には、国指定、県指定、町指定、国登録、町登録など83の文化財があり、他の市町より評価の高い文化財が豊富にあります。私は、去年の12月にも文化財について一般質問をさせていただいた経緯がありますが、文化財については文化財審議委員が各地区1名ずつ見えます。文化財審議委員会の開催は、基本的に年1回と聞いております。やはり文化財については教育委員会の行動が不可欠であり、教育委員会の重要性が問われるところでもあります。

5次総が掲げている文化財の保全・保護、郷土芸能の継承、次世代への文化の継承が大事であります。町内の各小・中学校校下には多くの文化財があり、子供たちに地元の文化財に興味を持たせ、理解を深め、関心を高めることが大切であると思います。土曜日授業は地区ふるさと授業にしては、今既に取り組みされている学校もあるとお聞きしていますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

施策2の美濃国府跡整備計画策定事業は、美濃国府跡が平成18年に国の史跡になり10年経過していますが、いつ終わるのでしょうか、予定をお尋ねします。

他の市町より豊富にある文化財全般について、教育長の所見をお伺いしまして私の一般質問といたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、栗田議員から友好姉妹都市及び災害協定の御質問がございました。それについて答弁をさせていただきます。

三木市とは、郷土の武将、竹中半兵衛重治公が三木城を本拠地としていた別所長治を、信長の命により豊臣秀吉とともに攻略をしていた最中に病で亡くなり、秀吉の本陣があった平井の地に葬られ、敵方であったその地域の方々が、現在でも手厚く法要され、半兵衛公の本拠地であり、お墓もある岩手地区の方々が、平井地区の方々と交流をされているのが御縁で、行政としても平成25年7月に、三木城跡及び付城跡・土塁が国の史跡に指定されたことを祝して開催されました「大河ドラマサミット」に参加をしております。また、翌年には、垂井町合併60周年を祝して開催した「大河ドラマサミット」にも、三木市から副市長や平井地区の方々が出席をしていただくとともに、平成25年以降は、毎年7月に平井地区で開催されます半兵衛公の法要に町長や議会関係者などが出席するなど、半兵衛公を通じた交流を続けていますが、行政といたしましては本格的な交流には至っておりません。友好姉妹都市につきましては、相手のある話でもあり、こちらの意向だけで成り立つものではございませんが、友好姉妹都市の締結により、職員や事業といった行政レベルでの交流、議員が御尽力のスポーツによる交流といった民間レベルでの交流など、さまざまな交流が期待できるものでございます。また、行政の立場から三木市との交流を考えたときに、本年4月に発生した熊本地震の例を見ても、友好姉妹都市など、関係のある市町村からの支援は被災地にとっては大きな支援となり、災害時におけま

す応援協定は、三木市との交流を本格的に進める大きなきっかけの一つとなると思われま

す。災害応援協定だけを考えたときは、三木市と応援協定を結ぶことが町防災全体を考えたときに本当に有効な手段であるかどうかの検討をする必要がありますが、何も関係のない市町と締結するより今後の展開に広がりを持たせやすいと考えておりますので、今後、相手の意向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 栗田議員の第2点目の文化財についての中の土曜日授業は地区ふるさと授業にしてはいかがでしょうかの質問についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、町内の各小学校下には多くの文化財があり、子供たちが住む地区の文化財はもとより、垂井町の文化や歴史について学び、理解を深め、興味を持ち、関心を高めていくことは、とても大切なことであると考えています。議員御質問の土曜日授業の内容を地区ふるさと授業にしてはどうかということにつきましては、平成27年度から試行、そして平成28年度から本格的に開始をいたしました土曜日授業において、教科等の学習の復習をしたり、練習に取り組んだりするなど、学んだことの習熟を図るだけでなく、体験や調査等を通した問題解決的な学習により、思考力・判断力・表現力を育成したり、ふるさとに対する誇りや愛着を育てる授業を行っております。中でも地区の歴史や文化を学ぶことにつきましては、地区のまちづくり協議会を中心に、地区の方々にお力添えをいただき、ふるさとの歴史を学ぶ教室を開いていただいております。地区に伝わる踊りやお祭りといった地区の文化についても学ぶ場を設けていただいております。地区の歴史や文化を子供たちが学び、そして、それを後世に伝承・継承していくことが、ふるさとに対する誇りや愛着を持つ子供の育成につながると考えております。

今後も土曜日授業だけでなく、各地区の方々にもお力添えをいただく中で、歴史や文化を学べる場をつくり、ふるさと垂井に誇りと愛着を持った人間性豊かな児童・生徒の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 生涯学習課長 衣斐 修君。

〔生涯学習課長 衣斐 修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 栗田議員の2番目の質問、文化財についての中の美濃国府跡地整備事業はいつ終わるのでしょうかの質問に対してお答えをいたします。

美濃国府跡は、今から1300年前に垂井町府中に置かれた古代美濃国の政治・経済・文化の中心となる役所を中心とした遺跡でございます。この遺跡は、美濃国の古代や、その後の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡となっております。美濃国府跡については町教育委員会により、平成3年から13次にわたる発掘調査を行いました。この調査で政庁を含む中心施設が明らかとなり、平成18年1月26日に国の史跡となりました。平成19年には発掘調査で判

明した政庁東脇殿跡の場所に、仮整備として花壇をつくり、地元の保存団体の方々に管理をお願いしているところでございます。

平成22年から平成25年度にかけて、この貴重な文化財を将来にわたって守り、次世代へと確実に継承していくために、史跡美濃国府跡保存管理計画を策定し、史跡の保護や活用についての指針を示しております。平成26年度からは美濃国府跡の遺跡の整備に向けて、大学教授など、専門家と地域の方々によります美濃国府跡整備計画策定委員会を立ち上げて、美濃国府跡の整備に向けての会議を行っております。あわせまして、地元住民や町内の文化財・観光に関する諸団体の方々の協力を得ながらワークショップを開催し、美濃国府跡の整備計画がよりよいものとなるよう意見交換を行っております。

また、史跡美濃国府跡の用地につきまして、現在、指定地の約95%が民有地であり、整備事業を進めていくためには、これらの土地の公有地化が必要となってきます。この指定地の購入につきましては、国から事業費の80%の補助金がいただけますので、現在、国・県に対しまして史跡購入についての協議を行っているところでございます。

今後の整備につきましては、史跡整備に必要な用地の購入と、整備計画をもとにした事業が必要となってきます。史跡に必要な用地の購入面積といたしましては、約1万2,500平米の土地と、それに附属する施設の補償が必要となり、指定地外の土地についても、駐車場などの便益施設の整備のために用地を取得する必要があると考えられております。このことから、整備に必要な土地の購入につきまして、数年程度かかる見通しでございます。

また、整備計画につきましては、現在基本計画を作成中でございます。用地取得後に整備を行うための実施計画を作成する必要がありますし、長期間を要するものと考えております。

史跡のよりよい整備のために、御理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後4時04分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功

